

令和 2 年 3 月

江南市議会建設産業委員会会議録

3月11日

議 題

議案第2号 江南市手数料条例の一部改正について

議案第3号 江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第4号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第11号 市道路線の認定及び廃止について

議案第12号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第10号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

プレミアム付商品券事業

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

都市計画道路整備事業（江南通線）

第3条 地方債の補正のうち

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

議案第14号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

第4条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

街路改良事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

布袋駅エスカレーター整備事業

雨水対策施設整備事業

議案第18号 令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

議案第21号 令和2年度江南市水道事業会計予算

議案第22号 令和2年度江南市下水道事業会計予算

議案第23号 損害賠償の和解及び額を定めることについて

議案第24号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

---

出席委員（7名）

委員長	中野裕二君	副委員長	片山裕之君
委員	鈴木貢君	委員	宮地友治君
委員	堀元君	委員	掛布まち子君
委員	田村徳周君		

欠席委員（0名）

委員外議員（11名）

議長	稲山明敏君	副議長	伊藤吉弘君
議員	河合正猛君	議員	古池勝英君
議員	牧野圭佑君	議員	尾関昭君
議員	三輪陽子君	議員	大薺豊数君
議員	宮田達男君	議員	石原資泰君
議員	長尾光春君		

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 松本朋彦君 議事課長 石黒稔通君  
主任 前田裕地君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

経済環境部長 武田篤司君

都市整備部長兼危機管理監 野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古田義幸君

商工観光課長 山田順一君

商工観光課主幹 横山敦也君

商工観光課副主幹 駒田直人君

農政課長 菱川秀之君

農政課副主幹 岩田浩和君

農政課副主幹 青山裕泰君

環境課長 阿部一郎君

環境課主幹 牛尾和司君

環境課副主幹兼環境事業センター所長

横川幸哉君

都市計画課長 石坂育己君

都市計画課統括幹 堀尾道正君

都市計画課主幹 小林寛幸君

都市計画課主幹 小池浩司君

都市計画課副主幹	今 枝 寛 君
土木課長	村 瀬 猛 君
土木課主幹	吉 本 晴 永 君
土木課副主幹	青 山 守 君
建築課長	梅 本 孝 哉 君
建築課副主幹	源 内 隆 哲 君
防災安全課長兼防災センター所長	大 岩 直 文 君
防災安全課主幹	松 本 幸 司 君
防災安全課副主幹	古 川 雄 一 君
水道部下水道課長	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課主幹	前 田 茂 貴 君
水道部下水道課副主幹	柴 垣 伸 道 君
水道事業水道部水道課主幹	酒 匂 智 宏 君
水道事業水道部水道課副主幹	加 藤 考 訓 君

○委員長 ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

おはようございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、マスクのほうの着用は適宜とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。あと、本日、東日本大震災の発生日になります。本日午後 2 時 46 分に黙祷をささげたいと思いますので、審議の途中ですけれども中断させていただきますので、よろしくお願いいたします。

12 議案ありますので、慎重な審議と進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

市長から挨拶をお願いします。

○市長 おはようございます。

今、委員長さんのほうからも、新型コロナウイルス関係のお話は少しございました。昨日、幹部会議というか対策本部の会議も開催いたしまして、対応に当たっているところでございます。いずれにしましても、手洗いが一番有効な方法だということも言われております。そして、職員のほうにも通知が行くと思いますけれども、体温を測って出勤をするというようなこともお話をされております。多くの企業でもそういうことをされております。実は私も今日から体温計で体温を測って出てくるようにしておりますので、議員の皆様方もどうかそうしたことを気をつけていただけたらというふうに思っております。

さて、去る 2 月 25 日に 3 月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査いただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 2 号 江南市手数料条例の一部改正についてをはじめ、12 議案の審査を行います。委

員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

---

## 議案第2号 江南市手数料条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第2号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第2号 江南市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。参考といたしまして、9ページから17ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 改正による手数料の金額に変更はないということを確認したいと思うんですけど。それと、もう一つは、この手数料を納める人というのは、年間何人というか、何件ほどいらっしゃるのか教えていただけたらと思います。

○建築課長 まず手数料の額についての変更は今回についてはございません。審査の内容の変更となっております、これにつきましては県下行政庁、愛知県を含めて同様の取扱いでございます。

件数のほうなんですけれども、今回変更に関係してきますのが、まず低炭素建築物のほうの新築等計画認定、こちらのほうが該当しますが、これにつきましての申請件数でございますが、過去3年ということで申し上げさせていただきますと、平成29年度が2件、平成30年度が1件、令和元年度が11件でございます。これは江南市に提出された分でございます。

次に、建築物エネルギー消費性能向上計画認定でございますが、こちらのほうにつきましては、これは平成29年度に3件、制度自体は平成28年度からできておりますが、平成29年度に3件ありまして、それ以降については申請はございません。

あともう一つが、建築物エネルギー消費性能基準適合認定、こちらのほうでございますが、これも平成28年度より施行しておりますが、実績についてはこちらは一件もございません。以上でございます。

○掛布委員 今、最初の低炭素建築物の新築等計画認定のほうで、令和元年度にいきなり11件というふうに増えているのでちょっとびっくりしたんですけど、これは何か原因というのがあるんでしょうか。

○建築課長 この11件につきましては、分譲住宅でございまして、分譲事業者が件数的にまとめて出したというのがございます。特に特別な要因があるとは考えておりません。

○委員長 ほかに御質問ございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようです。これで質疑を終結したいと思います。  
暫時休憩いたします。

午前9時37分 休 憩



午前 9 時 37 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 2 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第 3 号 江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第 3 号 江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

○建築課長 それでは、議案書の 18 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

19 ページをお願いいたします。

江南市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。参考といたしまして、20 ページから 21 ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○鈴木委員 今回いろんな法令上の解釈ということでこうなっていくということは理解できるんですが、ちょっと参考までに、旧の条例でこの連帯保証人を要するというようなところに、過去、こうした案件を発動というか、適用というか、そんな事例はどんなような状況だったのか、もしあれば教えてください。

○建築課長 現在、連帯保証人につきましては入居時に 2 名連署をしていた

だいておるんですけれども、実際に連帯保証人の方はないという方はいないんですけれども、例えば生活保護受給世帯の方とか、そういった方で1人しか置けないよとか、そういった対応で1名としたような方というのはございますが、現在連帯保証人がいないという方につきましては、いない状態でございます。

連帯保証人への滞納分の家賃の請求につきましては、実際請求をしたことはございますが、連帯保証人の方から納付していただいたことはありませんけれども、連帯保証人の方に滞納家賃がこれだけあるので対応できないかというような連絡をしたケースは若干件数ございます。

○鈴木委員 過去に、金額的におおむねどれぐらいの滞納額だったんですか。

○建築課長 最近の事例でございますけれども、20万円ほどでございます。

○鈴木委員 今の金額を聞きまして、今度違う格好での債務の不履行又は損害賠償金に充てるということになるわけですが、連帯保証人なしに。ですから、その中で処理していくという話ですので、参考までに金額的にはどれぐらいの最大限充当できる金額なんでしょうか。収入によって違うと思うんですけれども。

○建築課長 今現在の規定で申し上げますと、連帯保証人につきましては金額の上限というのはございませぬので、入居者の方が滞納された額というのは全て一応対象となる。

○鈴木委員 そうではなしに、充当できる金額というのは大体これで見ると上限というの、振り替えるという格好になる、充当させていくということになるわけでしょう、この損害賠償金の額という。

ごめん、聞き方が悪かったね。敷金とかそういうレベルで充当できるということでは理解してよろしいですね。

○建築課長 このたびの改正のほうで、連帯保証人は廃止されるわけなんですけれども、敷金のほうで3か月分の家賃を納めていただきますので、3か月分の家賃につきましては、その滞納のほうに充てることができるというような規定に変更しております。

○鈴木委員 そうすると、今損害賠償金に、そういう事態が起きてしまって滞納したときに、もうそういうことを開始するというところで、過去であれば

多少上回っても連帯保証人に求めることができたんだけど、今回こういう一定額の家賃の3か月分かな、それぐらいになってくると、そういう面ではどんなもんかなあということをし確認というか、お尋ねしたかったので、今聞いたわけでございますので、その辺のところは、十分もしそういう可能性がある世帯が出ましたら、十分にこうしたことを前提に認識をして、しっかりとフォローしてもらいたいということで思っております。よろしく願いしたいと思います。

それ以上のことは今日は聞きません。

○掛布委員 債務を不履行というか損害賠償請求をするケースというのは、家賃の滞納だけじゃなくて、その入居者が何らかの損害を、市営住宅の部屋とかそういうものに故意でやった場合のいわゆる損害で、破損させたとかいうような場合だと、とても3か月分の家賃の敷金内では賠償し切れないようなケースも出てくると思うんですけど、そういった場合はどういうふうになるんでしょうか。

○建築課長 今回の変更でございますけれども、連帯保証人というのは廃止されるわけなんですけれども、そういった損害賠償、損害を起こした場合につきましては、入居者のほうが全て、契約者のほうが全て負担するというような形にはなります。

○掛布委員 入居者が負担できない可能性があるんで、今までは連帯保証人を2人設けていたんだけど、今回からはもうなしでいいよと、代わりに敷金で賄うよというんだけど、敷金で足りなくなったらじゃあ入居者にと、あくまでも請求していくというそういうことなんですね。

○建築課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時46分 休憩

午前9時46分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第4号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第4号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案第4号について御説明申し上げますので、議案書の22ページをお願いいたします。

議案第4号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。23ページには、江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

はねていただきまして、24ページには、江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時47分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第11号 市道路線の認定及び廃止について

- 委員長 続いて、議案第11号 市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

それでは、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

- 土木課長 議案第11号について御説明申し上げますので、議案書の64ページをお願いいたします。

令和2年議案第11号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。ページをめくっていただきまして、議案書の65ページをお願いいたします。

65ページには、認定路線調書を、66ページから70ページに認定路線位置図を、71ページに廃止路線調書を、72ページから76ページにかけまして廃止路線位置図を掲げてございます。なお、77ページから78ページには、認定廃止の理由を掲載しました参考資料としております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 堀委員 廃止した路線を何らかの理由で再認定できますか。

- 土木課長 できないという理由はございませんが、また議会に同じように議案として上程しまして、お認めいただければ認定がされることと思います。

- 堀委員 例のフラワーパーク江南の真ん中の道路が廃止にされておりますけれども、あれは非常に重要な路線で、再度いろんな状況等確認して、重要度、それから利用度、相当な利用者があるわけございまして、特に蘇南公園のスポーツ関係の車両はほとんどあそこを通るわけですね。そういうこと

を含めて、あの路線の再認定について、いわゆる審査、精査していただきますように要望をしておきます。

○委員長　　じゃあ要望として承ります。

ほかに質疑ございませんか。

○鈴木委員　　認定路線、廃止路線ということで、この開発に伴うところのこれはそういう意味では理解できるんですけども、従来の、特に今堀委員からもあったんだけど、廃止路線、これが一つの生活道路というか、その地域、要するにある程度地域の実情とか、認定路線によってまたよくなるということで当然認定していくと思うんですけども、その付近の地域というか、そこに住まわれている方への周知も含めた、そうしたことについてはどういふふうに捉えていったらよろしいのでしょうか。教えてください。

○土木課長　　ただいまの委員の質問につきまして、一個人一個人に周知というわけではないんですが、3月に議決を取ってから告示行為をやりまして、お知らせするという形を取ってございます。

○鈴木委員　　分かりました。一応、ということは、事前にその地域の方に、たくさんあると、特に廃止含めて、また何か不具合と言ったら叱られますけれども、そんなことは前提にして考えるわけじゃないんですけども、そういう住まわれている方の地域にとって、こんなふうにされては困るとか、後でこういうふうにという声というのは、ここだけじゃないんですけども、そんな例は過去ありましたか。

○土木課長　　ちょっと私のほうには聞こえておりませんが。

○鈴木委員　　危惧するところは、整備していくということで、やっぱり一つの生活道路も含めて、ある程度地域の方が後々そういう声が出ないというか、何でこんなふうにするんだということがないように、個々上げるところではないんですけども、そういうことも、堀委員のところではないんですけども、そんなことも過去あったこともちょっと聞いておりますので、十分その付近のところは周知も含めて、やはり特に生活道路で不具合を与えそうな場合、その認定、あるいは廃止も含めて、しっかりと前提を認識して進めてもらいたいということを要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 委員長　　じゃあ要望として承っておきます。よろしくお願ひします。
- 掛布委員　　そんなに大したことではないんですけども、資料の70ページから76ページのところに、この廃止路線と認定路線、両方の地図が書かれておまして、認定というのは路線の延長に伴い認定と書いてあるので、よくよく見ると一番路線の先端がほんのちょっとだけ伸びているという、一体これはどういうことなのかなあというのと、この路線というのは、ここで行き止まりの道なんですか。ちょっと説明をしていただきたいなあと思います。
- 土木課長　　ただいま70ページの認定路線図と、同路線の廃止路線、76ページのところを見比べていただきますと、言われたように多少短くなっております。この部分につきましては、昭和53年6月に土地の寄附を受けておりましたところ、その部分の認定がそのとおりされておりましたので、今回是正させていただくものでございます。
- 言われたような行き止まりの道路になってございます。
- 田村委員　　今のお話のちょっと細かい話なんですけど、同じこの路線の廃止路線のところは終点が木賀本郷町81番地先となっているんですけども、認定路線のところには木賀本郷町82番地先となっているので、この一つの番地の違いがちょっと伸びたというイメージでよろしいということですね。
- 土木課長　　お見込みのとおりです。
- 片山委員　　ちょっと認定とか廃止って分かりづらいところがあるんですけども、この認定路線の中で私の地元の五明地区が、第四調節池の関係で非常にたくさん出てきているんですけども、例えば県道63号名古屋江南線を通る認定路線は、69ページを見ていただくと、例えば6番のほうですね、県道63号名古屋江南線を通って、これは車で通れるわけじゃなくて、横断していくわけですか。今だと手押し信号ありますよね。そこも路線に入っちゃうという感じなんです。この県道63号名古屋江南線をまたいで、そのまま真っすぐいって、この6番、それが認定路線という形になるんですけども、そういったのもありなんですか。例えば、もう一つの8番のほうもそうですよね。これはどこを歩いていくんだらうな、道通れない。下をくぐるのか。これは車で通れるような場所じゃなくて、ただ歩けばいいという感じですよ。

か。

○土木課長 認定路線の6番と8番ですね、ここの部分につきましては、路線としまして市道の認定と県道の認定が重複しておるという形になってございます。県道63号名古屋江南線が南北に走っておるわけなんですけれども、県道の部分につきましては、その県道拡幅がされる前から市道部分として認定しておりましたので、この部分につきましては触ってございません。

○片山委員 8番って通れましたっけ、これ。通れなくてもオーケーという形なんですか。認識的に、通れないとやっぱり路線じゃないんじゃないのかなあと思っちゃうんだけど、通れなくても一応認定という形でという解釈でいいんですね。

○土木課長 お見込みのとおりです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○堀委員 先ほどのフラワーパーク江南の中の道路についてですが、国土交通省の絡みもあって、去年の春に聞いたときに、住民説明会をやるということをお聞かせいただきましたが、その後の経緯、経過はどうなっていますか、住民説明会。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前9時59分 休 憩

午前10時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。

○宮地委員 廃止路線の7番、道路の形態がないということで廃止路線になっているんだけど、この地図で見る限り、所有権というのはどうなるんですか、廃止路線にした場合。

○土木課長 民地でございます。

○宮地委員 民地と言われると、今までは民地を道路認定していた。

○土木課長 そういう形になります。ただ、今回近辺で道路立会いによりまして現地確認をしたところ、こういった路線が判明しましたので、今回は正をさせていただくという形を取らせていただいております。

○宮地委員 これもともと所有者は民間の人で、そのままの状態です。



て使用していたという、認定していたということ。

○土木課長 現地は道路の形態はしておりませんが、認定がされておったという事実でございます。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第12号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第10号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

都市整備部

の所管に属する歳入歳出

水道部

の所管に属する歳出

## 第2条 繰越明許費の補正のうち

プレミアム付商品券事業

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

布袋駅付近鉄道高架化整備事業

都市計画道路整備事業（江南通線）

## 第3条 地方債の補正のうち

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

○委員長 続いて、議案第12号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第10号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部、都市整備部の所管に属する歳入歳出、水道部の所管に属する歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、プレミアム付商品券事業、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、都市計画道路整備事業（江南通線）、第3条 地方債の補正のうち、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、経済環境部環境課について審査をします。

当局から説明がございましたらよろしくお願いいたします。

○環境課長 環境課所管の補正予算について御説明をさせていただきます。

議案書の96、97ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃費の愛北広域事務組合関係事業、中段の江南丹羽環境管理組合関係事業、下段の尾張北部環境組合関係事業でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて商工観光課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 商工観光課長　それでは、議案第12号　令和元年度江南市一般会計補正予算（第10号）のうち、商工観光課が所管する予算につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書の86、87ページの中段をお願いいたします。

14款2項6目商工費国庫補助金、1節商工費補助金、説明欄プレミアム付商品券事業費及び事務費補助金でございます。

はねていただきまして、88、89ページの中段をお願いいたします。

20款5項2目11節雑入、説明欄、商工観光課分プレミアム付商品券販売収入でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたしますので、98、99ページの最上段をお願いいたします。

7款1項1目商工費、説明欄、プレミアム付商品券事業でございます。

なお、82ページの第2表　繰越明許費補正の最上段に、プレミアム付商品券事業につきまして再掲をしております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 掛布委員　本会議でも詳しく質疑があったので、あと不明な点を追加でお聞きしたいと思います。

今回、最初に5月臨時会の際に補正で計上された5億円ちょっとですね、それがほぼ半額の2億5,300万円余が減額補正になっていて、いろいろなものが減額減額となっているわけなんですけど、その5月補正のときに計上された額を全部使っちゃったと、全然減額する余地なしと。プレミアム付商品券の申請とか換金が非常に低調だけど、全部執行してしまったという経費も多々あると思うんですけど、それはどのようなものがあるって、金額的にはどうかな、全部でなくてもいいので、大きいものを教えていただけたらと思います。

- 商工観光課長　大きなものということで御指摘いただきましたものですか

ら、一番大きいものはやはりプレミアム付商品券の印刷でございます。印刷費といたしまして、当初は1万7,900人を目指しておったんですけれども、実際には8,186人分しか出ませんでしたものですから、その分の印刷差額につきまして、金額で申しますと618万6,240円を支出しておりますけれども、その約半分しか使えなかったという状況でございます。

○掛布委員　使われなかったけど、印刷はしてしまったわけだから618万円は執行してしまって、あとは臨時職員が、それこそ私が見た限りは574万円ぐらいで臨時職員を雇用されていたりとか、システム改修費も1,449万円ほど執行されていて、これは全額執行してしまってた、そういうことですね。

○商工観光課長　そのとおりでございます。

○掛布委員　それとあと、印刷したプレミアム付商品券は結局郵便局に余って、購入する人がいない状況で余っている。それは今後どういうふうになるのかということと、あと結構のぼりを立てていたお店も見かけたんです、江南市のプレミアム付商品券取扱店ですという。そののぼりって何か経費として予算が上がっていたような気がしなかったんですけど、そののぼりの作成費用というのは江南市の予算で組んであったものなんでしょうか。ちょっとそれを教えていただきたい。

○商工観光課長　のぼりの部分につきましては、取扱店の資機材の調整委託であったりとか、のぼりは江南市の場合やらなくて、ポスターとステッカーで対応いたしました、江南市の場合には。失礼いたしました。多分市外で見られたのかなあというふうに思っておるんですけれども。今回やったのは、ポスターとステッカーですね、実際やりましたのが。そこが今の委託料の中で支払いはしております。

残った商品券につきましては、実際今やっておるわけなんですけれども、回収いたしました、使えないようにいたしまして処分という準備をしております。

○掛布委員　あと、取扱店の募集をされて200店舗ぐらいは取扱店の申請をされて、市民、利用者には周知をされたと思うんですけど、議案質疑の中では実際に138店舗で使われたという。じゃあ残りはどうぞいらっしゃいといったけど来ていただけなかったということなんですね。それを確認したいの

と、もう一点は、実際に非課税者については38%しか引換券の申請に行かれなかったという本会議での答弁だったんですけど、子育て世代、3歳半未満のお子さんがある子育て世代は最初から郵送で引換券を送っているわけなので、あとはその方たちが実際に商品券を買いに郵便局に行ったかどうかなんですけど、子育て世代としては引換券で商品券を購入したかどうかという、それは分かりますか。どれぐらいのパーセンテージか。

○商工観光課長　子育て世代につきましては、ほとんどの方ということで、送った方がそのまま使ってみえるであろうというふうに思っていますけれども、先ほどと繰り返しになりますけれども、1月31日現在で2,520人の方にお送りした状況でございます。

また、最初の質問でございますね、使われなかった店舗のお話があったと思いますけれども、こちらにつきましては制度上、最初は説明会を行いました、取扱店向けの。そういったところも踏まえた上で、プレミアム付商品券の今回使い方は、前に行ったような中小規模店向けの商品券ではないということもお話をした上で、御了解していただいた上でこの業務をしておりますもんですから、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部都市計画課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○都市計画課長　それでは都市整備部都市計画課所管の令和元年度一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の82ページをお願いいたします。

第2表　繰越明許費補正といたしまして、8款4項都市計画費に交通結節点整備事業（布袋駅東地区）、布袋駅付近鉄道高架化整備事業、都市計画道路整備事業（江南通線）を掲げております。

83ページをお願いいたします。

第3表　地方債補正といたしまして、起債の目的欄の最上段、道路改良事業、鉄道高架化整備事業を掲げております。

続きまして、歳入につきまして御説明いたしますので、88ページ、89ページをお願いいたします。

下段の21款1項3目1節都市計画債に210万円の補正減をお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたしますので100ページ、101ページをお願いいたします。

最上段の8款4項1目市街地整備費は、1,876万4,000円の補正増及び繰越明許費をお願いするもので、102ページ、103ページ下段まででございます。

その下の8款4項2目公園緑地費は、119万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれ右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。なお、令和元年度3月補正予算説明資料の7ページ、8ページにそれぞれ位置図を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　101ページの下段の繰越明許費、鉄道高架の名鉄への負担金3億円を次年度に繰り越すということなんですけれども、当初予算では、5億円組んでいたと思うんです。そのうちの3億円分だけを繰り越すという、その意味がちょっと分からないんですけれども、もうちょっと詳しく説明していただきたいのと、要するに令和元年度内にこの負担金3億円分を執行できないので、次年度に繰り越すということなんですけど、これは鉄道高架の工事の進捗が遅れているということの意味しているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○都市計画課統括幹　ただいま2億円と3億円ということで御質問いただいておりますが、この2億円というのは協定を締結した時点で2億円、5億円のうちの40%をまず協定締結時に既に払っておりまして、そのお金の残りが3億円、それにつきまして繰越明許をお願いするものでございます。

あと、事業が遅れているかということですが、この平成30年度途中で愛知県におきまして約14億5,000万円、この金額の追加予算の配分がご

ございました。そこで、平成30年度分の執行が令和元年度まで延伸されたことに伴いまして、令和元年度分の予算執行について年度内の完了が見込めなくなったということでございます。

工事としては順調に進んでおりまして、県の予算の配分の14億5,000万円が今執行している状況になっております。

令和元年度の予算が、その後ろのお金に使うために残りの3億円を繰越明許するという。

○掛布委員 鉄道高架の工事そのものが遅れているわけではなくて、予算配分が多かったのも、それが執行し切れないという意味の繰越明許というふうに理解すればいいですか。

○都市計画課統括幹 そのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○堀委員 関連して、県のほうの予算の関係で江南市も繰越明許になったということかな、今の話を聞いておると。

○都市計画課統括幹 平成30年度分の県のお金が大きくなりました。令和元年度分の江南市のお金を使おうと思っておったところが、県の分のほうで執行しておりますので、この江南市の分をずらして充てるということです。

○堀委員 工事自体が県のほうの部分、江南市の部分で分けておるんですか、工事地帯を。そういうふうに聞こえるよ。

○都市計画課統括幹 ちょっと説明が悪くて申し訳ございません。

進行している工事に対して、県のお金をまず平成30年度分のお金を充てていきました。ずうっと充ててくると、江南市と愛知県が予定しておった令和元年度分の執行に充てる工事の出来高が、まだできないという、その14億5,000万円を現場でやってもらっているところに対してお金を充てていくという。

○堀委員 よう分からんなあ。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

午前10時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 103ページの一番最上段の、バス関連事業の名鉄バスの路線への補助なんですけれども、合計で2,451万5,000円というのが、当初予算ゼロで、いきなりここでぽんと毎年のように出てくるわけなんですけれども、資料を頂いたら、いわゆる江南・病院線にしても江南団地線にしても、利用者というのは増えているんですよね。増えているんだけど、補助額は減らなくて補助額そのものは増えているという、そののところを数字だけじゃなくて実態、どれだけ利用者が増えているんだけど、補助額を計算する単価の関係で補助額が増えていますとか、もうちょっと詳しく説明する必要があるかなというのと、もう一つは、江南団地線、約1,500万円と書いてあるんだけど、江南団地線のA線とかD線とかE線とかね、それぞれ細分化されて、その集合の合計の額なんです。だから、古知野高校前を通っていくのとか、ヴィアモール前のほうに回って行くほうとか、あるいは江南団地通って江南厚生病院まで行くものとか、3つが合わさった額なので、それぞれの路線について利用者がどう変動して、それぞれで補助額がどう変動した結果がこれだというふうに詳しく説明していただけないかなと思います。

○都市計画課長 まず、江南・病院線でございますが、利用者数につきましては昨年度と比べますと2,687人の増でございます。続きまして江南団地線のA線ですが、こちらのほうは昨年度と比較しますと1,485人の減となります。続きまして、江南団地D線でございますが、昨年度と比較しまして7,908人の増でございます。最後に江南団地E線でございますが、こちらのほうは昨年度と比較しまして1,958人の減ということでございます。

全体といたしましては、昨年度と比較しますと7,152人の増ということになります。

補助金の額につきましては、経常費用から経常収益を引いた欠損額分を補助するというところでございますが、こちらのほうは昨年と比較しますと経常費用、経常収益とも増ということになっております。

収益につきましては、実態調査、利用者のOD調査の結果によって運行収益に差が出るものですから、一概に収益の増の要因というのは中々分析が難しいと思うんですが、経常費用につきましては名鉄バスに確認しましたとこ



ろ、主な増の要因としましては人件費の増ということで聞いております。こちらのほうは、ドライバー不足の状況の中で正規雇用化を進めているという状況の中で人件費が膨らんでいる。さらに、なかなか若いドライバーが雇用できないという状況の中でドライバーの平均年齢が上昇して、人件費単価が上昇しているというようなことから人件費が膨らんでいるということで、経常経費につきましてはその辺で比較してかなり増になっているというようなことで、補助金額につきましても昨年度と比較して71万7,000円の増額ということになっております。以上です。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○田村委員　今の掛布議員の質問に関連して、もしお分かりになれば教えていただきたいんですけども、同じ103ページのバス関連事業についてですけど、今課長のお答えでは利用者数は増えているというふうにお聞きしたんですけども、もしお分かりになれば、じゃあその増えた人数はどの時間帯でどの年齢層なのかが分かれば教えていただきたいんですが。

○都市計画課長　そこは細かくは正直分かっておりませんが、まだこれから今年度の分析等やっていって、その中で確認できれば確認するんですけども、現在ちょっと分かっている要因として、例えば江南・病院線が増員しておりますけれども、こちらのほうの増えているバス停を見てみますと、江南駅、それから江南厚生病院のバス利用者が増えておりますので、やっぱりこの間の江南駅から江南厚生病院行きの利用客というのが増えておるんだなあということが分かると思います。江南・病院線につきましては、すいとびあ江南まで行っておる路線でもあるんですけども、布袋駅、それから江南駅、すいとびあ江南という区間の中でも、江南駅と江南厚生病院の利用者が増えておるということが分かっております。

あと、江南団地D線もかなり7,900人ほど増えておるんですけども、こちらのほうはヴィアモール前の利用者が増えているということで、こちらのほうはちょっとまだまだ分析が必要だと思うんですけども、要因としてはマーメイドタウンの居住されている方というのがひよっとしたら増えているのではないかなあというふうに思っております。

増えておる要因としてはそういうことで、細かい時間帯とか、その辺は今

ちょっとまだ分析できておりませんので、よろしく願いいたします。

○田村委員 ありがとうございます。

なるべく市民の方のニーズと動向、それをつかむような努力をこれからも  
お願いしたいとともに、それを今後の市政に反映させなければならないと思  
っております。ぜひともよろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課につい  
て審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 それでは、議案第12号、一般会計補正予算（第10号）  
のうち、下水道課所管の歳出について御説明させていただきますので、恐れ  
入りますが議案書の104ページ、105ページ上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費でございます。内容につきましては、105ページの  
説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として493万5,000円の減額補正をお願い  
するものでございます。詳細につきましては、後ほどの議案第14号 令和元  
年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）で御説明させてい  
たきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし  
ます。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時34分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時47分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 議案第14号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

○委員長 続いて、議案第14号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

それでは、当局より補足説明をお願いいたします。

○水道部下水道課長 引き続きまして、議案書の125ページをお願いいたします。

令和2年議案第14号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

はねていただきまして、126ページ、127ページには第1表 歳入歳出予算補正、128ページから129ページには歳入歳出補正予算事項別明細書、総括を掲載しております。歳入につきましては、130ページ、131ページ上段の5款1項1目1節一般会計繰入金でございます。

歳出につきましては、はねていただきまして、132ページ、133ページ上段の3款1項1目公債費をお願いいたします。

下水道経営事業におきまして、平成30年度の地方債の借入れが予定よりも低い利率で借入れできたことにより、市債償還利子として493万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 地方債の借入れが予定利率より低く借り入れたということですが、どれだけの利率を想定して予算を組んで、実際は何%で借り入れたかというのを教えていただきたいと思います。

○水道部下水道課長 まず予算のときは、平成30年度分の起債の借入額に対して1%を想定しておりました。それに続いて、平成30年度の実際借り入れるときでございますが、そちらのほうの利率が財政融資基金では0.4%、一般のほうで借り入れたところが0.425%でございましたので、その差額となります493万5,000円が減額となったというものでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算

### 第1条 歳入歳出予算のうち

経済環境部

都市整備部

水道部

の所管に属する歳入歳出

### 第2条 継続費のうち

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）

第4条 地方債のうち

水質保全対策事業（昭和用水地区）

震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）

水環境整備事業（宮田導水路地区）

街路改良事業

道路改良事業

鉄道高架化整備事業

布袋駅エスカレーター整備事業

雨水対策施設整備事業

○委員長 続いて、議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費のうち、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）第4条 地方債のうち、水質保全対策事業（昭和用水地区）、震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）、水環境整備事業（宮田導水路地区）、街路改良事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター整備事業、雨水対策施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に経済環境部商工観光課について審査を行います。

それでは当局側から補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

○商工観光課長 議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算のうち、商工観光課が所管いたします予算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の28、29ページをお願いいたします。

最下段、14款1項4目労働使用料、1節労働使用料は、次のページの最上段の2項目まででございます。

次に、52、53ページをお願いいたします。

中段の16款2項5目商工費県補助金、1節商工費補助金でございます。

次に、54、55ページをお願いいたします。

中段の16款3項4目商工費委託金、1節商工費委託金でございます。

次に、60、61ページをお願いいたします。

最下段、21款3項1目貸付金元利収入、1節貸付金元利収入につきまして  
は、次のページの最上段の2項目まででございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、説明欄にございます商工観光  
課分4項目でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

276、277ページをお願いいたします。

最上段、5款1項1目労働費でございます。

説明欄、就業相談等運営事業から、はねていただきまして278、279ページ  
をお願いいたします。

上段、説明欄のすいとぴあ江南指定管理事業まででございます。

次に、292、293ページをお願いいたします。

中段の7款1項1目商工費でございます。

説明欄、人件費等から、はねていただきまして298、299ページの最下段、  
説明欄、江南市民花火大会補助事業まででございます。

次に、300、301ページをお願いいたします。

最上段、7款1項2目曾本地区工業用地推進費につきましては、説明欄、  
人件費等から曾本地区工業用地整備推進事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○堀委員　曾本地区の工業用地ですか、工業用地での関係で、全協でこの間  
資料を頂きましたね、資料をもらいました。よく分かりやすく書いてあって、  
この場所の徐々に変わっていったと、遺跡が出るとどうのこうのいうことで  
変わっていったということでしたんですけれども、これはどなたが作られ  
たんですかね。

○商工観光課長　現在その地区の土地利用方針を作成しております委託業者

と、我々のほうで相談をしながら作らせていただきました。

○堀委員 これを作ったことの最高責任者はどなたかな、これは。

○商工観光課長 課の予算でございますので、私でございます。

○堀委員 実は、一応責任者、誰が作ったかと聞いたんですが、この全協の資料を配付する前に、関連した資料を一部議員に配付してみえるということを知ったんですが、これはどなたに配付されましたか。

○商工観光課長 私自身はちょっと把握しておりませんものですから、申し上げられません。

○堀委員 ほかの人でもいいよ。

○商工観光課長 議員には事務局からと言ったらいいんでしょうか。それは把握した経緯はございません。

○堀委員 それで、ちょっと聞くところによると、ここに鈴木委員も来てみえますが、鈴木委員、もらわれましたか。その資料。

○鈴木委員 事前に説明をしてもらうときに、参考資料としてもらいました。

○堀委員 事前に説明を受けた。

○委員長 当局のほうとお願いいたします。

○堀委員 ここにも見えますけど、聞いてもいい。牧野議員ももらわれた。説明を受けた。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

午前10時57分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○堀委員 それで、要するにどうも会派の会長に配ってみえるようでありますけれども、一部議員の方だけに配られたということの理由を説明してください。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前10時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○堀委員 課長から存じ上げないと、そういうことは知らんということで今

部長が答えられたので、そういうこともやったということを答えられたんですが、そのいわゆる説明を一部議員に対して事前に配付して説明した、なぜそういうことをやられたかを聞きたい。

○経済環境部長　先ほど申しあげましたように、これまでいろんな案件で事前に説明をする必要がある場合については説明していたと思うんですけども、今回の曾本地区につきましてもそういうことで説明をさせていただいたということでございます。

○堀委員　ということは、ほかの議員に対しては全協で説明するから一部議員にだけに説明をしたというふうに解釈するわけですが、どうも会派の会長に説明されたみたいでありますけれども、掛布委員も会派の会長だし、私も一応会長だし、令政会、尾関議員も会長だし、その皆さんにはなぜ説明をされなかったんですか。理由を聞きたい。そういう片手落ちなことがまかり通るようなことがあってええのか、議会を愚弄しておられると思われても仕方がない。どうですか、同じ議員ですよ、みんな。

○委員長　暫時休憩いたします。

午前11時01分　休　憩

午前11時01分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

今の質問に対して、当局の答弁を求めます。

○堀委員　雑談中でも結構ですが、そういうやり方をやってみえるような対応の仕方では、我々説明を受けておらん議員としては、こんな委員会やっておれんですよ、こんなことは。何のための委員会ですか。

○委員長　今の質問に対して、当局のほうの御答弁よろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時02分　休　憩

午前11時18分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

現在協議中ですので、このまま休憩に入ります。再開については、追ってお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。



午前11時18分 休 憩

午前11時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今資料のほうは当局のほうに準備していただいておりますので、休憩後にお渡しできるように用意していただきます。

それでは、部長のほうより経緯の説明をお願いいたします。

○経済環境部長 どうも貴重な時間を頂きまして大変申し訳ございません。

今、資料につきましては、今回全協用の資料に少し加工をしてしまった部分がありまして、それを当時の資料の形にちょっと整理をさせていただきたいということで、少しお時間を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、再開時間については、追って御連絡しますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

午後 1 時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に配付予定の資料が整いましたので、当局より資料のほうの配付をお願いいたします。

○経済環境部長 すみません、委員会を混乱させまして大変申し訳ございません。

ただいまから先ほどの資料を配らせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔資料配付〕

○委員長 少し説明がございますので、よろしく願いします。

○商工観光課長 それでは、ただいま配付をさせていただきました資料の説明ということで、よろしく願いいたします。

1 枚目、整備イメージ、関連整備というページをお願いいたします。

こちらにつきましては、先回の全協で既に御提示をしたものでございまして、この図面にありますとおり、現状考えられるところで、最大開発想定区

域といたしまして、18.4ヘクタールとした場合でございます。右側の文字につきましては、校正はございませんので割愛させていただきます。

はねていただきまして、2枚目をお願いいたします。エクセルのシートで非常に細こうなります。申し訳ございません。

こちらの1枚目のエクセルシート、A3版でございますけれども、左上にございますとおり、この18.4ヘクタールを一般単独、起債なしで資金計画を立てた場合の見積りといいたしめようか、試算がこちらの表でございます。こちらのほうにつきましては、全協の資料としては提出してございませんので、よろしくをお願いいたします。

はねていただきまして、2枚目でございます。

こちらは、1枚目との違いでございますけれども、左上にありますとおり、一般単独、起債を入れた場合ということで、改めて試算をしたということでございます。こちらにつきましては、全協の資料と整合性が取れておりますので、内容については説明を割愛させていただきます。

はねていただきまして、図面が出てまいります。左上見ていただきますと、縮小開発想定地区案①とございます。こちらは、前回の全協の資料の中では見直し案③としてお示しをした図面でございます。

はねていただきまして、エクセルのシートがまた出てまいりますけれども、この③につきまして試算をした経緯、結果がこの表でございます。全協のときと少し数字を見直した点を説明させていただきます。

見にくくて申し訳ございませんけれども、中央やや下というところで、左側に関連整備（地区外）とございまして、こちらのほうに上水道計というところで1億2,200万円という数字が上がっておりますけれども、こちらにつきましては、改めて計算をしました結果、1億3,700万円としたものでございます。

はねていただきまして、また図面が出てまいりますけれども、縮小開発想定地区案②でございます。こちらは全協の資料で申し上げますところの見直し案①に当たるものでございます。

はねていただきまして、エクセルのシートをお願いいたします。

こちら先ほど説明させていただきました資料と同様に、真ん中やや下で

ございますけれども、上水道の合計がこちらも1億2,200万円となっておりますが、全協でお示しした数字は見直しをいたしまして、1億3,700万円としたものでございます。

はねていただきまして、次の縮小開発想定地区案③-1でございます。こちらは、全協の資料で申し上げますと、見直し案②に当たるものでございます。

こちらにつきましては、次のエクセルシートは2枚用意してございますけれども、こちらにつきましては、埋蔵文化財の試掘調査につきまして、企業庁と折半した場合が後ろの資料、前の資料は単独で自分のところで埋蔵文化財の調査をした場合の積算ということでございます。同様でございますけれども、上水道の計のところは、正しくは1億3,700万円ということで現在は試算をしております。

それでは最後の資料でございます。こちらは、縮小開発想定地区案③-2でございます。全協でお示しした資料でございますと、見直し案④に当たるものでございます。

こちらの図面につきまして、多少全協のときに見直した点がございまして、まず図面でお示しをしますと、14メートル道路ということで、ちょうどクランクになったような形で角が立ったような形で10.1ヘクタールが取っておりますけれども、全協でお示ししたときには、大きくこの今ちょうど2つ目の曲がり角と言ったらいいんでしょうか、想定区域内から2つ目の曲がり角はなくして、奥に延ばした形でお示しをしております。見直し案④でございます。

続きまして、最後の資料でございます。エクセルシートのA3のもの、こちらも同様でございますけれども、上水道の計が1億3,700万円として計上しております。

大変簡単で恐縮でございますけれども、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　これについて何か、堀委員よかったですか。

○堀委員　全協で頂いた資料とえらい違いということで、今見せてもらいました。今回この委員会が、こういう大混乱が起きたという責任をしっかりと

ただして、今後の参考としていただくということと同時に、今後このようなことは絶対ないようにということで、今議長も来てみえますけれども、やはり議会軽視というふうにとられても仕方がないようなこの対応、これに対しては委員として嚴重に抗議をさせていただきますと同時に、この責任の所在をはっきりさせていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長　ただいま堀委員のほうからありましたけれど、この案件につきましては、また後日、各派で各会派の御意見を聴きながら諮っていきたいと思っておりますので、この件につきましてはこの程度にとどめていただいて、委員会の審査のほうを速やかに行っていただきたいと思っておりますので、委員長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　ありがとうございます。

今、稲山議長のほうからありましたように、この案件の責任については後日改めて協議していただくということで、この後は委員会のほうの審査を進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今配付していただいた資料が非常に細こうございますので、精読休憩ではございませんが、一度15分程度休憩を取らせていただいて、その後審査を進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 25 分　　休　憩

午後 1 時 39 分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

まず先ほど配付された資料についてお諮りしたいと思うのですが、この資料について、議場配付するのか、議場配付せずに、今委員会にお見えにならない議員に配付するのか、どのようにしたらよいでしょうか。

○堀委員　非常に重要な資料でありますので、全議員に配付していただいて、いろいろ御意見、御協議等していただきたい、かように思ひます。

○委員長　ありがとうございます。

それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、そのように取り計らわせていただきますので、よろし

くお願いいたします。

それでは、引き続き経済環境部商工観光課について審査をしたいと思いますので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○鈴木委員 やっと本題に入れます。

ちょっと資料をすーっと見せてもらったんですけども、ちょっと思うことだけ言わせてもらおうと、この予算計上、今回新年度に当たる中で何パターンか提案がされていますけれども、これだけパターンを出すということは、しっかりとした開発根拠についてまだ示していない段階で、これだけ選択肢があるということを含めてですけど、こうした段階だったら、まず今回これに当たって、当初新しい課を設けて開発を進めていきたいと、このように聞いておるんですけども、もう少し絞り込みをかけた段階でステップを踏んだほうが懸命ではないかと、こういうふう思うところです。要するに、そういうことも含めて、そうした課を新設するよりは、まずは商工観光課で一定の方向性をもう少し絞り込んだ上で対応すべきではないかというような気がします。総論的なことも含めてもそうですけれども。

それからもう一点、この予算の表をつらつら見せていただきますと、開発区域内、関連整備（地区外）、それから埋蔵文化財と、いろいろと事業量含めて金額が出ておるんですけど、この埋蔵文化財の予算については、確かにこれは開発する範囲によってすごく費用が出てくるんですけども、関連整備（地区外）だとか、そういった周辺整備、豊田岩倉線とか、14メートル道路だとか、西之島江南線というか、上水道、この合計額を見ると、そんなには開発費用的にはあまり変わりがないように見えるんですよ。

そうしたことを鑑みますと、少ない面積であれば、それなりに投資効果も少ないのではないかという視点が発生するんですが、そういった点はどうなんでしょうかね。そういうことを含めて、ちょっと併せて見解を聞かせてもらいたいです。

○商工観光課長 今、委員がおっしゃられたとおり、開発面積が大きければそれだけ効果も大きいですし、たくさんの企業にも来ていただけますし、その場合、埋蔵文化財というところには非常に注意をしながらやっていく必要

があるんですが、今回お見せした資料でございますけれども、いわゆる埋蔵文化財の本格的な調査を全ての面でやるという今試算をしておりますが、これから愛知県企業庁と、仮にですけれども進めていく話になった場合には、当然いわゆる埋蔵文化財の範囲確認であったりとか、実際どれだけいわゆる埋蔵文化財の本調査が要るのかとか、そういったところの調査もしていきますし、そういった開発区域内の中には、緑化という部分も造らなくてなりません。そうした中で、いわゆる緑を植えたりとか、市街地から少し距離を取ったというときには、緑地とかを入れたりとかする必要があるので、そういったところには、今聞いている範囲では、埋蔵文化財の調査が仮にあったとしても、しなくてもいいということの中で、埋蔵文化財の調査の範囲は非常に絞り込める可能性も十分にあるものですから、そういったところもしっかり検討しながら事業を進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　　あと、もう少し絞ったらという質問についてはどうでしょうか。

○鈴木委員　　もう少し、さっき言ったように、バトンタッチとは言いませんけれども、もう少し事業計画の方向性とか、絞り込みも含めて、もう少しした段階で新たな課に渡すというか、そういうところに事業継承していくというもののほうが肝要のような気がするんですが。

○商工観光課長　　一応ちょっと来年度の予定で申し上げますと、曾本地区の工業用地の整備方針をつくった上でございますけれども、来年度につきましては、いわゆる開発想定区域を固めた上で地権者同意ということで、金額なしの開発合意に向かいたいなあとというふうに思っております。そうした中で、愛知県企業庁と調整をしながら、埋蔵文化財等々のいろんな準備等々もこれからしていくわけでございますけれども、まずはいわゆる曾本地区の、多くは曾本地区の方が多いんですけれども、地権者の開発合意というところを進めていく中で、商工観光課といたしましても、引き続き企業誘致活動であったりとか、ワンストップであったりとか、安良区域の関係もありますので、そういったところで役割を分担しながら進めればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員　　今答弁伺っていて、その言われることもよく分かるんですけれ

ども、特に買収については早く進めていかないかんから、そういうのを専従でもってやりたいということは分かるんですけども、さっき言ったように、その周辺、特に関連整備、今開発区域内についてはそれでいいかもしれませんが、関連施設も含めて、やっぱり事業規模が、開発のところはこれが買収とか、これは動くと思うんですけども、この周辺施設にはあまり変わらないということであれば、一つの事業規模、こうしたことも慎重に考えてする必要があるんじゃないかというような気もしますので、今回こういったことを、具体的な曾本地区に関する事業計画というんですか、事業規模も含めて、初めて聞いたわけですので、さあ、これでこうしますよというだけでは、今言ったように、システムも含めて少し拙速という感じがするんです。

また、ほかの委員の御意見もあると思いますので、またそんな意見も頂戴しながら、またちょっと気づくことがあればお話ししたいと思います。最初ですので、この程度で止めておきますけれども。

○委員長　ほかに御質問ありますか。

○堀委員　今、私も鈴木委員と同じ意見でありまして、今日のいわゆるごたごたと言ってはあかんですが、こういうような資料の出し間違えとか、これは分かりません。そういうような状況の下で、新しく課を創設して進めるということはいかかなものかというふうに思いますし、またしっかり腰を落ち着けて、スムーズに事が運べるようになってから、新しい課を設けて進めるということは重要だというふうに思います。

それから、全協の資料と今配付してもらった資料と見比べておりますけれども、こういうのが前回ではないんだわね、全部。これは、どういうわけではなくして全協の資料を作られたか、それもちょっと一遍説明をしてください。

○商工観光課長　一番最初は、先ほど申しあげましたように、こちらは積算するための資料でございまして、全協でお示しするときには、やはりきちんとした積算したものをまとめた上で、これでいいますところの道路整備であったりとか、上水道整備であったりとか、埋蔵文化財であったりとかということで、できるだけ議員の皆様方に見やすいように作ったものでございますので、何とぞ御理解くださいますようによろしくお願いいたします。

○堀委員　そういう理由を上げられれば、やむを得んのですが、それから積

算の資料と言われましたね、積算。積算ということは、これから言いますと、ここにありますが、この1枚目の資料を見てみますと、この中に建物補償というのがありますね。1枚目ですよ、建物補償。これは、戸数として事業所が2か所と住宅が5戸書いてあって、積算がしてあるわけですね。こういうような数字を全部積算するから全協のほうは出していないというようなふうにとれたんですが、この建物補償に関して、ほかの資料、最後のほうの資料だと、建物補償が入っておれへんわけですね。入っているか。入っていないでしょう、数字が。これはどういうわけですか。

○商工観光課長　　ちょっと位置が見にくくて申し訳ございません。

例えば最後のほうの資料で申し上げますと、関連整備（地区外）の西之島江南線と大きく書いてありまして、支出というところに、例えば1点申し上げますと、西之島江南線のところの中の項目の中に、戸建て幾つというような形で表記をしております。

○堀委員　　西之島江南線が3と2というやつ、こちらに入っておるの。

○経済環境部長　　すみません。今日お配りした資料の1枚目と2枚目には、今お話があった開発区域内というところで、上から2つ目の建物補償のお話だと思いますけれども、これにつきましては開発区域内でございますので、愛知県企業庁にお願いする場合にはオールゼロになるということです。たまたまどの程度経費がかかるかということでここでは試算しましたけれど、全協でお示ししたときには、下の関連整備のほうの事業費を上げて御説明をさせていただいておりますが、これはあくまでも、先ほど申し上げたように、いろんな試算の資料でございますので、参考に上げましたが、後半のやつはそれを省略して、開発区域内は市の負担にならないということで経費に上げていないということで整理したものでございますので、全協の資料は、この表でいきますと、2つ目の関連整備の事業費を拾ったものが計上してあるということで御理解を頂きたいと思っております。

○堀委員　　それで、この図面から言うと、西之島江南線というのは二子山古墳の前の通り。ここにある建物を、いわゆる建物補償の数に入れておるわけだね。



- 商工観光課長 丸で囲ってあるところです。
- 堀委員 番号が打ってあるところが、いわゆる建物補償の対象になっておるといいますか。
- 商工観光課長 先ほどお配りした資料の図面、こちらのカウントというか、ここの数が建物補償です。
- 堀委員 これが戸数、住宅が幾つで事業所が幾つというやつ。
- 商工観光課長 事業所と、この種類ということで、この場合123で、種別で表記をしております。
- 堀委員 事業所と一般住宅ということね。一般住宅が幾つになっておるの。
- 委員長 挙手の上、発言していただきますようお願いいたします。
- 堀委員 はい。
- 商工観光課長 3戸です。
- 堀委員 そうですか。

実は、それを踏まえてお伺いいたしますけれども、ここに実はその場所の航空写真があるの。航空写真があって、今言われた箇所も全部やっぱり載っていますわね。ただ、この図面の一番岩倉市寄りの西南角、ここに住宅が5戸あるんだけど、これは勘定に入れておるかどうか。

- 商工観光課長 こちらは、予定では開発区域内に入りますもんですから…
- …。
- 堀委員 開発区域内に入っておったら、入れないかなだろう。
- 商工観光課長 下の部分ですよ。下の部分で開発区域内、いわゆる愛知県企業庁のほうにお願いする部分ですので、カウントには入っておりません。
- 堀委員 先日、愛知県企業庁のほうにお邪魔して、しっかりとこの話は聞いてまいりました。そのときに、建物等、いわゆるその土地を売ってもいいよということで100%オーケーだったら愛知県企業庁は動きますけれども、それ以外は動きませんということで、愛知県企業庁で確かめてまいりました。
- ちょっとこれをカラーコピーして、みんなに配ってもらうとよう分かるんだけどなあ。
- 委員長 暫時休憩します。

午後 1 時55分 休 憩

午後 2 時 05 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、タブレットのほうに写真を送っていただきましたので。

○堀委員 実は、現場をつぶさに見てまいりました。先日、現場を車でくるくる回って、つぶさに見てまいりました。そのときに、この住宅があるということは、これは多分岩倉市であろうということで、これは除外して見てきたんですね。帰ってきて、この図面を見たら、ああ、これは完全にこの範囲の中に入っているわということで確認したら、家が 5 戸ある。もしそうだったら、初めからこの図面に載せて、一番初めの図面のように、ここに家がありますよと。これに対しての地権者等の交渉等は全部江南市がやらないかんのですよ、これ分かってみえる。分かってみえるね、課長。

江南市がやらないかんこの物件に対して、なぜ載せないかということですよ。おかしいよ。まあいいわ、答弁もいいわ。こういう状況だから、これはいかにも隠蔽と言われても仕方がない。そういうふうと言われても仕方がない。そういうことのないように今後しっかり気をつけて、私はこの件に関しては、いつも言うように反対ではありません。賛成して、スムーズに事が運ぶようにやるようにするにはどうしたらいいか。途中で、こんな家で蹴つまずくようなことがあってはいかんから言うだけだよ。そののところ、よく肝に銘じて進めていただければ結構です。終わります。

○商工観光課長 先ほど来、御説明がありました 5 戸につきましては、いわゆる愛知県企業庁にまずお願いしていくところのゾーンというところでありまして、今回載せていなかった中でございます。市が支出をする予算について今回は載せたもんですから、今の破線の部分であったりとか、西之島江南線のいわゆる建物補償であったりとか、そういったものは市がお金を出していかなくちゃならないものですから載せたという次第で、そういう割り振りをしたということでございます。

言われるように、100%合意というのはそのとおりでございますものですから、これから愛知県企業庁と、ここの 5 戸のことにつきましても当然相談はしていきますが、先ほど 10.1ヘクタールとおっしゃられたかと思っておりますけれども、13.6ヘクタールという方法もありますもんですから、いろい

ろな方法も含めまして検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく  
お願いいたします。

○委員長　ほかにありませんか。

○掛布委員　私は、当初新年度で曾本地区工業用地推進課をつくるということ  
だったので、6月補正で出てきた工業用地整備方針の策定委託料950万円  
ぐらい予算を組んでいて、3月末までに計画が出来上がらないといけないと  
いう段階で、いわゆる3月定例会の今の時点で、面積、どの範囲にするかと  
か、そういったことでまだがたがたやっている状況では、到底整備方針とい  
うのは3月末までに策定できないし、こんな状態で完成品を策定できるはず  
がないし、つくっちゃいけないと思うんですね。

特に、いわゆる今日初めて見せてもらった、採算が取れるまで何年と一番  
大事な部分でもちょっと納得できないところがありまして、一つは、以前、  
全協でも申し上げたことがあるんですけども、固定資産税を3年分、奨励  
金として出すということは、その3年分の固定資産税がなくなるだけじゃな  
くて、それと同額が江南市の一般財源から削られるということなので、マイ  
ナスしていかないといけないんですね。その計算式が入っていないのと、あ  
とは地方交付税、交付団体ですので、法人税や固定資産税が増える部分の4  
分の1しか実際には市の一般財源というのは増えない。それが全然計算式に  
入っていないから、この13年とか15年でペイするという根拠そのものがおか  
しいと思うんですね。

だから、本当にちょっともう一回きちんと詳しい、いわゆる一番大事な採  
算が取れるのかどうかという見通しの数字から含めて、ちゃんと整備方針を  
つくるまで、ちょっとこれは簡単には進めていくのが難しいのかなと思いま  
すが、どうなんでしょうか。

○商工観光課長　財源の問題というところで、これは大藪議員の議案質疑の  
中でも答弁をさせていただきましたけれども、いわゆる地方公共団体の財源  
というのは、原則としまして、自らが徴収する地方税など自主財源をもって  
賄うことが理想とされておりますことから、こういったいわゆる財政力を高  
める企業誘致というのは、やはり年数はかかってでも進めていくべきではな  
いのかなあというふうに思っておりますし、和田工業団地のお話もよく出て

まいますけれども、和田工業団地につきましても、約30年ぐらいたちましたけれども、現状全ての土地が埋まっておりますし、これから先もあるということであれば、これは大きな市にとっての財産であるものだというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　最初に申し上げた950万円で整備方針の策定委託料をしている、それは3月末までに完成品ができるんですか。できないんじゃないですか。

○商工観光課長　3月末までにつくる予定で、今最終段階を進めておるところでございます。

○掛布委員　最初の予算の審議のときに説明を受けて、私が受け取っていた感触としては、開発区域の中のどこにどういう道を造るかとか、どの位置にどれだけの規模の調整池を造るかとか、下水道をどう引っ張ってくるかとか、上水道をどういうふう引っ張って、敷地の中をどういうふう分割して工業用地の区分を造っていくかといった全体の整備方針だということだったんですけど、現時点でこういう状態だと、全然どこに調整池を造るだとか、どういう区画を幾つ造るだとか、そういったもの、ちょっと非常に難しいと思うわけだし、そもそも基本的な問題で、これだけ大きな計画に対して、市民参加条例に基づく市民参加の手続を全然取らないでつくっていいのかどうかという根本的なところも私は疑問に思います。

やっぱりパブリックコメント、ないしアンケート、地権者にアンケートはちょっと取ってもらっているけど、それは計画全体のアンケートではなくて、進めていいか、土地を売っていいかどうかというアンケートにすぎないわけですので、市民全体に関わることなので、市民全体に対して、整備方針案を完成させた段階で市民参加の手続をちゃんと取って、パブリックコメントの意見を取って、それに対して市として回答して、修正をかけて、それで初めて出来上がり。それで初めて新しい課をつくって、やろうかというふうになっていくんじゃないかなと思うんですね。

愛知県企業庁を活用するということも、一番最初の段階で、本当にこんなにリスクいっぱいなのを市で進めていいかということは何回も私はお聞きしたと思うんですけど、そのときは、愛知県企業庁ということは全然出てこなかったですね。何かここ数か月の間に、急に愛知県企業庁というのがむくむ

くと出てきたので、びっくりしたわけですし、埋蔵文化財でも調査をやっているわけで、2月13日の段階でも、かなり広範囲に出てくる可能性があるという地図があったので、その時点で大修正がかかっているかなと思ったら、何かまだいろんなパターンで、この前の全協に出てきたような状態で、全然細部まで開発方針が詰まっていっていない。

だから、ちょっとこの状態で、これで3月末までに案をつくりました。よし、4月1日から新しい課でゴーというのは、鈴木委員も言われたんですけど、ちょっと拙速で、あまりよろしくないのではないかなあと思うんですが、どうでしょうか。

○商工観光課長　最近出てきたこの企業庁方式というお話でございましたけれども、まず1点目としまして、そちらにつきましては、この企業庁方式、今、市のお金をかけてやっている事業の中で様々な方法を検討した結果、それが一番ふさわしいのではないかといった中で、最近言葉として出てくるようになったということでございます。

あと、いわゆる想定区域内の実際の配置図ということにつきましては、ちょっと繰り返しの答弁になりますけれども、まずは愛知県企業庁にお願いできるように地権者をまとめなければならないという中で、そうした作業と並行してというのか、それに続きまして、当然どれだけ取れるか分からなければ線も引けないですし、調整池もどれだけの大きさでしていいか分かりませんし、緑地帯もどれだけ取ったらいいか分からないという中で、並行してある程度進めていく事業でありますものですから、今回の3月までにはちょっとつくることは難しいというか、そもそもつくるという形じゃないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員　先ほど私冒頭で申し上げたことなんですけれども、本当に今、各委員の話を聞いて、聞くたびに本当に話が違っていると、ころころ変わってくると、状況が違っていると。

今、本当に掛布委員が言われたとおりの視点もあるし、それからさっき堀委員も、最初はそんな細かいところまで言ったら進まんかなと私は思ったんですけども、少しそういったところを問われたときに、きちっと説明できる段階まで持っていけないと、見切り発車、何かそんなような感じがするので、

やっぱりそういう部分に関しては、全てが全てとは言わんけれども、あまりにもそういった不明確な部分、そして説明する一貫性がないもんだから、余計信頼できないというのが率直な感想ですので、だから、そういう点からすると、やっぱり冒頭申し上げたように、もう少し議会側にきちっと説明ができるようにするまでは、やっぱりこの計画については、さっき冒頭で言った工業用地の整備方針、このいいかげんな提案ではなしに、もう少し明確になるまで、しっかりと練り上げるべきだと。その時点できちっとしたことを、こういった委員会を含めて御提示願いたい。何が何でもやるということではいかんというふうに思っておりますので、その件、何回も言って申し訳ないですけども、そういう点については、このまま行くというふうに考えてみえるんですか、本当に。教えてください。

○経済環境部長　いろいろと御意見ありがとうございます。

もともといろんな案を提示したといえますのは、まずはいろいろと財源のお話で御心配が、質問の中でもありました。このいろんなケースを考えたときに、財源的には当然多い少ない、たくさんありますけれど、江南市の体力でやれるような方法もあるということでもいろいろパターンをお示ししたわけでございますけれども、先ほどお話ありましたように、具体的な案というのは、仮に今回、愛知県企業庁にお願いをしてやっていこうということが一番いいという、いろいろと方針の中で出てまいったんですが、愛知県企業庁と、それから埋蔵文化財へ行きますと愛知県の教育委員会になりますけど、まずはエリアを示して、こういう形でやるということについて、どうかというふうな御意見もお伺いすることも出てきます。

自分のところでやるという話になれば、今もお話があったように、区域内も全部絵を描いてありますけど、もともと企業のニーズによって区割りというのは変わってきますので、最初からどういう形というふうに決めてやるというわけではないかなと思っています。それは愛知県企業庁がやる場合でも同じだと思うんですけど、今回は曾本地区全体、当初33ヘクタールほどでスタートして、いろんな調査をやってきた結果として、もう一つは、江南市の財政状況を見ながら、どのくらいいけるだろうかということでも考えた案でございます。

あと最後に、このエリアでいけるかどうかという確認については、上にどういう開発をするかによって変わってきます。先ほど課長が言いましたように、緑地帯を造るのか、そういう配置によっても、またいろいろと検討ができる幅というのはあるんですね。こういう形でいろいろ考えた結果、この後、今年度残り僅かですけれど、愛知県企業庁とのまた御相談もさせていただいて、具体的に決めた形で整備方針を決めていきたいなあというふうに考えているところです。

ですので、今お話があったように、決していいかげんにやっているわけじゃなくて、一番はこのエリアの問題だけだと思うんですけど、周辺整備についてはほとんど変わっていないですので、こういう形でやるということについてですね。ということで御理解を賜りたいと思っております。

○鈴木委員　部長の立場としては、そう言わざるを得んということは分かりますけれども、本当に分かりましたと、私どもが進めてくださいということは、ここでは言いかねます。やっぱりもう少しきちっと、100%隅から隅まで分かりましたということは問いませんけれども、大事な基本的な部分だけ、今日各議員からありましたけれども、委員から問われたことに対して、ある程度分かりましたと言われるところぐらいまでは持ってきていただきたいと、こう感じる。そうでないと、やっぱり途中で実は思い違いをしましたということでは済まされませんので、大事な事業ですので。それも十分留意をして、もう一度お考え願いたいと、このように私のほうから求めておきます。以上です。

○片山委員　この曾本地区の企業誘致の件に関しては、先ほど堀委員も言われたとおり、ほとんどの方が賛成していると思うんですよ。反対ではないと思うんです。最初33ヘクタールということで、10ヘクタールになると、さすがに魅力がないと思ひまして、今回、埋蔵文化財の関係もありますので、それと企業庁絡みという形でやって、愛知県企業庁オンリーでいくんですか。逆に愛知県企業庁を絡めなくても、市で一括買上げじゃなくて、例えば何方式でしたっけ、不動産会社を絡めて買っていくという方式もあると思ひますし、その辺も考えていただきたいなと思ひます。

ちょっと一つ聞きたいのは、例えば10ヘクタールで最初に愛知県企業庁が

やっていたいたとして、これでやったとして、追加で愛知県企業庁ってやっていただけのものなんですか。そのほか、ここにくっつけて、さらにまた10ヘクタールつけていくという。やっぱり愛知県企業庁は一括じゃないと駄目なんですか。

○商工観光課長　　岩倉市の事例でございますけれども、今回9.4ヘクタールというふうに聞いております。今、たまたますぐそばによく似たというのか、同じような仕事を進めているところがありますもんですから、それからそういったところの情報収集を努めてまいります、もうちょっと広い例で申し上げますと、稲沢市は2期までやっているというところもありますので、それは相談していく中での、また新たな話になってくるのかなあというふうに考えております。

○片山委員　　私もできるだけ多くのスペースでやっていただきたいなあと。この開発地域は非常に魅力のある場所だと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

あと、課をつくるつくらないという話に関しましてはどうなんですか。私は、しっかりいろいろと考えるための課という形であれば必要なのかなあと思いますし、民間企業からすると、これだけでかい事業なので、専門の課があるのが当然だろうと。通常会社だと、これだけでかい事業だと、専門の課をつくるんですね、特別の課を。やっぱりほかの仕事をしながらやるというレベルの話じゃないので、別に新規のスタッフを雇い入れてやるというわけではなくて、専門の課という考え方であれば、私は非常に賛成ではありますけどね。ぜひしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○堀委員　　今、片山委員のお話には私も賛成ですよ。賛成ですし、ぜひ進めていただきたいというのも賛成ですが、課をつくる前の段階の話をしておるわけです。課をつくる前の。整えば、課をつくって正々堂々とどんどん進めてもらえば結構ですが、この住宅もさることながら、まだ現実に海のものとも山のものとも分からないような状況なんですよ、これは。ずうっと全体的に見ておってね。そういうような状況の下に新しく課をつくってということには、私はこれはいかがなものかというふうに思っておりますので、その点、よろしくをお願いします。



○田村委員 意見、要望としてなんですけれども、特に地元地権者や地元の方から問合せや確認等があったときに、きちんと説明ができるような進め方、あるいは資料提示をしていただけるとありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○堀委員 もう一つ、ちょっと余分なことを言いますけれども、初めの当初の説明では、農業従事者が高齢化していくために土地を云々かんぬんというような話がありましたね。そういう農業従事者に対しての対応も含めて、この工業用地ということになったんですけれども、これだけ33ヘクタールの場所なら、確かに農業用地ということもあるんですが、これだけ少なくなると、前のほうの地権者の皆様方は納得するかなあ、これ。非常に心配ですよ、この外れた地権者の皆様方。これは工業用地で買っていただけると喜んだ矢先、こんなに狭めて少なくなっちゃったと。じゃあ、いわゆる外れた地主の皆様方がこれで納得すると思われるか、非常に私は疑問に思います。最後の件ですけれども、その点も含めて検討していただきたい。

○委員長 今の堀委員の御質問に対して答弁はありますか。

○商工観光課長 一応地元で2回、地権者説明会というのを行ってまいりました。アンケートが1回目、2回目がアンケートの結果ということの中で、今言ったようなお話は含めて一応してありますけれども、これからさらに進めていくためには、具体的にさらに地元に入って説明していく必要はあるかなということは思っております。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 今、大薮議員から、本件に関して委員外議員として発言の申出がありました。会議規則第107条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もありませんので、委員外議員として、大薮議員どうぞ。

○大薮議員 どう見ても、この資料を見ると本当に差し替えとしか思えないので、ちょっと内容についてお伺いしたいんですが、先ほど航空写真で出て

きました5戸について、ここの同意が万が一取れなかった場合、これはエリアから外していくんでしょうか。というのは、先日愛知県企業庁に赴いた際に、この民家などの同意については、私が聞いた内容は、同意と同時に、同意書の中には金額も全て明示したものでなければ愛知県企業庁は一切受け付けないと、やらないとはっきり私はお聞きしました。そういった内容がきちっとできるのかどうか。

また、このエリアから万が一これを外すとなると、開発面積が減ってしまわないかという心配がございます。その影響についてはどうなるのかもお聞きしたいです。

さらに、いつこのエリアが確定するのか。先ほどの話の、やっぱり皆さん願っているんですね、これ、やらなきゃいけないことは分かっているんですよ。それをいつならできるのか。もちろんこの建物補償もはっきりしないといけないんでしょうが、その辺ちょっとお聞きいたします。お願いします。

○商工観光課長　どうしても同意いただけなかった場合というお話がありましたけれども、その場合にはやはり言われたように、抜くということも、やっぱり検討の一つには加えていかなくちゃならないと思いますが、まずはお願いに行くということは前提ということと、あとはお話の中で、金額の提示というところがありました。繰り返しになりますけれども、まず一番最初としましては、愛知県企業庁の第1回の審査会にかけるためには、開発合意ということで、金抜き同意というのがまず必須でございますけれども、100%でございますけれども、金抜きの後、金入りということで進んでまいりますので、よろしくお願いたします。

あと、開発区域につきましては、事業を進めていく中で、先ほど言いましたように、埋蔵文化財がどうしてもあるものですから、変わる可能性もあるということで今の段階では御理解くださいますようによろしくお願いたします。

○大薮議員　ありがとうございます。

僕がもしかして聞き間違えているといけないので、もう一回お尋ねします。

これは、最初は金抜き同意でいいんですか、本当に大丈夫ですか。

○商工観光課長　愛知県企業庁との協議の中では、そういうふう聞いてお

ります。

○大薮議員 私どもが聞いた内容は、金抜き同意という言葉すら、愛知県企業庁の担当からお聞きすることはできませんでした。あくまで金入り同意でないと愛知県企業庁は動かないというふうに聞いていたので、私の聞き間違えでしたらそれでいいんですが、御確認のほうだけは確実にお願いいたします。以上です。

○委員長 要望としてお聞きしておきます。

これで、質疑も尽きたようでありますので、続いて農政課について審査をしたいと思えます。

当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長 議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算のうち、農政課が所管する予算につきまして御説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

36、37ページをお願いいたします。

上段、14款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料でございます。

次に、52、53ページをお願いいたします。

上段、16款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金でございます。

次に、56、57ページをお願いいたします。

最上段の16款4項2目農林水産業費交付金、1節農業費交付金でございます。

はねていただきまして、58、59ページをお願いいたします。

上段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、説明欄にあります農政課の関係1項目でございます。

次に、62、63ページをお願いいたします。

上段、21款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入でございます。

はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目雑入、11節雑入のうち、説明欄にあります農政課の関係1項目でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

中段、22款1項2目農林水産業債、1節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

278、279ページをお願いいたします。

278、279ページの中段から290、291ページまで、6款1項1目農業費でございます。

はねていただきまして、292、293ページをお願いいたします。

最上段の6款2項1目林業費でございます。

なお、別冊の令和2年度江南市当初予算説明資料の23ページから29ページにかけて、県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業など、施行箇所的位置図を掲げておりますので、後ほど御参照を賜りたいと存じます。

また、第4条の地方債につきましては、予算書16ページの第4表 地方債を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 283ページの下の方にあります農業振興地域整備計画改定事業の継続費の令和2年度の予算になるわけですけれども、5年ごとに見直すということで、ちょっと現状と見直し後、どうなっていく見通しかということをお聞きしたいんですけど、現在の江南市内の農振地域内の農用地、農振農用地というのが何ヘクタールあって、新しい見直し後は何ヘクタールぐらいになる見通しなのか。それは現状が農振農用地だけれども、市のほうで、もうここは外していくというふうに進めていっていいものなのか。どういう方針で新しい農振農用地というのを指定されていくのか、お聞きしたいなあと思います。

それで、ついでで申し訳ないんですけど、さっき曾本地区の開発のことがあったんですけど、曾本地区の現状は、あそこは全部農振農用地になっていて、今もそうなんですけれども、それはもし工業用地造成ということになった場合、あそこはどういう扱いに、指定になっていくのか、教えていただき

たいなと思います。

- 農政課長 農振農用地域の何ヘクタールかという話なんですが、今ちょっと資料を持ってございませんので、後でまたお伝えさせていただきます。

なお、今、令和元年度の作業としましては、いろいろ調査をして、ここは抜いたほうがいいのかどうかというのを探っておりまして、今後、農振協議会等で諮っていく予定をしておりましたけど、3月はちょっと中止になりましたので、次回の6月に実施される農振協議会等を通じて、まず皆さんにお示しさせていただきまして、そこでいろんな意見を伺いまして、またなおかつ愛知県にもその辺のお伺いをしまして、決定されていくものだと考えております。

あと、曾本地区につきましては、今エリアが具体的に定められておりませんので、本来、当初はエリアが定められておれば、その地域を将来江南市はそこを外していきますよというふうな計画を持っておったんですが、先ほどの状況でございますので、エリアが定まっていない中で外すことはできませんので、ただ、計画書の中には、将来的に江南市として、そこは工業用地とするエリアだよということだけはお示しをして、そういう計画書にそういったものをつけさせていただくと、後ほど個別で曾本地区が工業用地でという申請があった場合には、除外申請ができるというふうに聞いております。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 掛布委員 281ページの、これも下のほうにあります担い手育成支援事業の中の農業人材力強化総合支援事業で、青年就農者へ年間最高150万円、最長5年間交付ということで、以前は45歳未満であったんですけど、何かいきなり50歳未満というふうに年齢が拡大しているのは何でかなあというのと、これは何かもうやめになってしまうという話を聞いていたんですけど、特定財源のほうを見ると、今までよりも予算が増えていて、これは拡充になっているというふうに解釈をすればいいのかどうかというのと、新年度では何名分をこれは想定されているのかなというのをお聞きしたいと思います。

- 農政課長 以前はたしか45歳未満でありましたが、昨年度からちょっと改正がございまして、50歳未満というふうになりました。

あと、たしか農業人材力強化総合支援事業は、当初は農水省の予算が削減

された関係で、継続の方のみ支援するという形で、新規の方は支援されないというような状況でございましたけれども、国のほうから補正予算がつきまして、現在では全ての方に支援することができました。

あと、今年度の支援事業でございますけれども、10名の方を予定しております、その内訳としまして、継続者が8名おるんですが、そのうち6名が150万円を受け取る方、残りの2名の方は、これもまた昨年度の改正に伴って、夫婦の方につきましては1人150万円の1.5倍の225万円ということで、夫婦の方がお見えになります。夫婦の方を足して6名が8名と、新規の方がお見えになりますので、その方2名を、150万円の2名で300万円ということで、合計10名で1,425万円ということでお願いをしているところでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の令和2年度一般会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

28、29ページの下段、14款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、36、37ページの上段、14款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

続きまして、44、45ページの中段、15款4項2目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

続きまして、50、51ページの下段、16款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の環境課分及び1枚はねていただきまして、52、53ページの上段、2節清掃費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、54、55ページの中段、16款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金。

同じページの最下段、16款4項1目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

次に、58、59ページの上段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金の環境課分でございます。

1枚はねていただきまして、60、61ページの最上段、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金の環境課分でございます。

1枚はねていただきまして、62、63ページの上段、21款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金と、次のページの64、65ページの中段、11節雑入のうちの環境課分でございます。

続きまして、歳出でございます。

252、253ページの中段、4款1項2目環境保全費で、256、257ページの中段まででございます。

同じページの256、257ページの下段、4款2項1目清掃費で、274、275ページの中段まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

- 委員長 これより質疑を行います。午後2時46分から東日本大震災の黙祷が入りますので、あと二、三分後になりますので、ちょっと休憩しましょうか。もうあと一、二分ぐらいで黙祷になりますので。

暫時休憩にいたします。

午後2時45分 休 憩

午後2時48分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 鈴木委員 リサイクルステーション運営事業で、ちょっと確認をしておきたいことがあります。

ちょっと教えてほしいこともあるんですけども、聞いた話だと、結構持ち込む利用者が多くなってきているよということと、それから今年度、取扱いというか、持込み品目も多くなってきているということで、結構活動量というか、事業費もかかってくるんじゃないかなあということを思うんだけど、

ちょっとこの予算を含めて、どれぐらいの推移かちょっと聞きたいのと、当然人手もかかると思いますので、どれぐらいの一つの人員的なキャパシティーがあるのか。人員的なマンパワーが今従事されているのかということ、また来年度も同じような体制でやっていくかということも含めてお聞きしたいことと、当然扱い品目も増えていくのか増えていかないのかということと、それから1点、あと特定財源の江南市ふるさと応援事業基金繰入金、この用途目的について、もし分かれば教えてください。以上です。

○環境課長 リサイクルステーションの利用者数ですけれども、令和2年1月末で比べますと、平日で大体1.1倍、土曜日で1.3倍ということになっております。その前の年は、平成30年度と令和元年度を比べますと、平日は1.6倍、土曜日は1.4倍と当初は増えておったんですけれども、今の増加率は、去年と比べると少なくなっていますが、上昇傾向にあるということです。

マンパワーの話は、会計年度任用職員の体制だと思いますけれども、昨年度は月曜日3名、火曜日から木曜日が2名、金曜日は2名プラス3時間分、それから土曜日は4名という体制でしたけれども、利用者数が増加しておりますので、令和2年度の予算から、月曜日は3名そのまま、火曜日から木曜日までは2名でしたけれども、1名分3時間増やしております。金曜日は2名プラス3時間だったものをオール3名、土曜日は4名を6名というふうに会計年度任用職員を増やしております。

それから、基金の状況ですけれども、ふるさと応援事業基金繰入金は、リサイクルステーションの先ほど申し上げた会計年度任用職員の報酬に充当しております。報酬金額は661万9,000円に対して、基金は281万7,000円を全額充当している状況でございます。

○鈴木委員 会計年度任用職員というのはどういう位置づけの方なのか、すみません、勉強不足で。ちょっと補足の答弁で教えてください。

○環境課長 昨年まではパート職員という7節の賃金で払っておったものを、全庁的な話ですけれども、令和2年度から1節の報酬で払うというものになります。

○鈴木委員 今までのパート職員を報酬ということに繰り入れたということやね。そういう意味合いだね、人件費ね、100%そういうことでね。何か特



別な業務をもって、ここに充てたということではないわけだね。

○環境課長 単価は若干変わりますけれども、ボーナスが出たり、そういった変更はありますけれども、体制には変更はございません。

○鈴木委員 分かりました。

今お聞きして、人員は、それなりに扱い量も増えてきているということが増えてくると。現場からも大変だと、死にそうだという声もちょっと伝わってきたもんですから、多分大変だなあとと思って、そういう一定の配慮がされておれば、本当に今やっぱり働き方改革とは言いませんけれども、そういう部分もあるかなと思ったもんですから、せっかく携わっているのに、泣いて仕事されている方では困っちゃいますもんですからということと、それから1点は、この前、一般質問の中でもあったんだけど、新年度から取扱品目は今年度と一緒にですかね。回収品目。既に既定路線の中で決まっているもの。

○環境課長 雑紙の収集方法を変更いたしますので、今まで持ち込めなかった金属のついたファイルだとか、たばこの銀紙だとか、そういったものについても、雑紙は増やすというふうにしております。

また、ボタン電池、今までは家電売場で回収ボックスに入れていたものをリサイクルステーションでも収集が可能なように品目を追加します。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○鈴木委員 ほかで、この前、ここの1か所で今やっておるんですけども、過去の一般質問の中で、ほかの地域にも出してほしいと。ただ、あのときには受入れ量で、今のところで十分まだ充足しておるという見解なんですけれども、エリア的な問題について、これから検討されていくという配慮はないでしょうか。せっかくですので、一番聞きたかったんですけど、その点はどうでしょうか。

○環境課長 キャパシティー的な問題については、会計年度任用職員を増やすことによって、対応がもう少し可能であるというふうに思っております。ほかの南部にだとか、中部にだとかいう話もありますけれども、その辺はもう少し市民の方の声も伺いながら検討していきたいというふうに思います。

○鈴木委員 随分そういうことは以前から検討されると伺っておりますが、

ぼつぼつ、2か所3か所とは言わんけれども、1か所ぐらい、バランスを考えてやっぱりしていただくのが、そうした機も熟してきたのではないかなということですので、少し歩を進めてもらいたいと、これは要望としてお伝えしておきます。以上です。

○掛布委員　　続きのようなんですけど、リサイクルステーションの中の会計年度任用職員の方が非常に大変な環境下で働いていただいているということは、十分に推測ができ、エアコンとかが入っていない部屋の中でのリサイクルごみの分別とか監視に当たるわけで、何とかもうちょっと快適なというか、環境に配慮した、エアコンは無理でも何かそういったものをつけるとか、できないのかなというのをお聞きしたいのと、もう一つは255ページの一番上にあります緑のカーテン推進事業というのが、本当に7,000円という、これってやる気あるのかなというような予算になっているわけなんですけど、これは前年度と同じような金額になっているんでしょうか。

○環境課長　　リサイクルステーションの環境問題については、夏は非常に暑いという声も聞いておりましたので、令和元年度にスポットクーラーを2台追加しております。ただ、スポットクーラーなので、全体が冷えるというわけではないですけれども、そのように対応をしていると。冬場にはストーブ、大きなだるまストーブも置いているという状況でやっておっていただいているということです。

それから、緑のカーテン推進事業の7,000円について、昨年度と同様のものですけれども、これは緑のカーテンチャレンジセットというのを5月上旬に市民の方に配る取組で、令和元年度は177セットを配っております。プランターと培養土とゴーヤ、アサガオ、ミニトマトというセットを配っております。7,000円のうちの講師謝礼については、前飛保町の種苗店の方に講師をお願いして、緑のカーテンの作り方について講義を頂いた方から順番にチャレンジセットを配付するという内容のものです。

委員言われたのは、多分ほかの公共施設の緑のカーテンの話かと思えますけれども、それは各施設で環境課から培養土をお配りして、こちらで本庁をはじめ、保育園、小・中学校でやっておっていただいていると。予算は伴っておりませんので、ここには計上されておられません。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩にしたいと思います。

午後 2 時 58 分 休 憩

午後 3 時 13 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの掛布委員の質問に対して回答がありますので、農政課長からよろしく申し上げます。

○農政課長 先ほど掛布委員のほうから、農業振興地域の面積はということでしたが、正式名は農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地・黄地と言われているエリアでございますが、10月1日現在で526.9ヘクタールでございます。

○委員長 続いて、都市整備部都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、都市整備部都市計画課及び都市整備課所管の令和2年度江南市一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度一般会計予算書及び予算説明書の14ページをお願いいたします。

第2表 継続費といたしまして、8款4項都市計画費、事業名、交通結節点整備事業（布袋駅東地区）を掲げております。所管は都市整備課でございます。

ページをはねていただきまして、16ページをお願いいたします。

第4表 地方債といたしまして、起債の目的欄の上から7つ目の街路改良事業、道路改良事業、鉄道高架化整備事業、布袋駅エスカレーター整備事業、雨水対策施設整備事業を掲げております。こちらの所管は都市整備課でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

28、29ページの中段でございますが、14款1項2目2節児童福祉使用料は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、30ページ、31ページ中段の14款1項5目

3節都市計画使用料は、右側説明欄、都市計画課及び都市整備課分でございます。

ページをはねていただきまして、36、37ページ中段の14款2項5目2節都市計画手数料でございます。所管は都市計画課でございます。

ページをはねていただきまして、44、45ページ下段の15款4項3目3節都市計画費交付金でございます。所管は都市整備課でございます。

ページをはねていただきまして、52、53ページ中段の16款2項6目2節都市計画費補助金でございます。所管は都市計画課でございます。

ページをはねていただきまして、56、57ページ上段の16款4項3目1節都市計画費交付金でございます。所管は都市計画課でございます。

その下、16款4項4目1節市町村委譲事務交付金でございます。所管は都市計画課でございます。

ページをはねていただきまして、58ページ、59ページ上段の17款1項2目1節利子及び配当金は、右側説明欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、64ページ、65ページ上段の21款5項2目11節雑入は、右側説明欄、都市計画課及び都市整備課分でございます。

ページをはねていただきまして、68ページ、69ページ中段の22款1項3目1節都市計画債でございます。所管は都市整備課でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

228ページ、229ページ中段、3款2項4目児童遊園費でございます。所管は都市計画課でございます。

ページをはねていただきまして、318ページ、319ページ中段、8款4項1目都市計画費は、324ページ、325ページ上段まででございます。所管は都市計画課でございます。

その下、8款4項2目都市整備費は、332ページ、333ページの中段まででございます。所管は都市整備課でございます。

その下、8款4項3目公園緑地費は、336ページ、337ページの下段まででございます。所管は都市計画課でございます。

内容につきましては、説明欄のほうを御覧いただきますようお願いいたします。

なお、令和2年度当初予算説明資料の33ページから40ページまでに、それぞれ位置図を掲げております。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　325ページの交通結節点整備事業（布袋駅東地区）のところをお伺いします。

説明備考欄の中ほどに、雨水貯留施設設置工事費1,630立方メートルのボリュームで、継続費として予算としては6,540万3,000円に令和2年度はなっているわけなんですけど、布袋駅東の今やっている計画の中で、駅東駅前広場の設計を業者の意向を反映して変えていくということで、当初はそこが自転車置き場であって、車の乗り入れは駄目という、それはその下の雨水貯留施設の設計というか、構造が車が乗っては耐えられないような構造の貯留施設を入れるということで進めたので、自転車置き場だったけれども、車の乗り入れもできるような広場を造っていききたいという参加希望業者の意向を反映して、市のほうで駅前広場の下に埋める貯留施設を、もうちょっと車が乗ってもいいような構造のものに変更するというふうに聞いて、それがこの予算だと思うんですけど、それは、以前あった自転車でない駄目という、人と自転車しか乗っちゃいけないという構造の雨水貯留施設と、今回車でもオーケー、乗ってもいいよということに変えたことで、予算的にはどれほどオーバーしたというか、増えているのかというのを教えていただきたい。

○都市計画課統括幹　先ほどの自転車の駐輪場のみの設計から、車が乗ってもいいということでの見直しをした段階で、約2,000万円ほど予算を上げた形で、今回の令和2年度の予算を計上させていただいております。

○掛布委員　それっていいのかなと思ったわけなんですけど、市としてこういう事業をやるぞというんじゃなくて、参加するかどうか分からない、最終的に決まってくるか分からない事業者の意向を反映して、2,000万円も増額して貯留施設の構造を変えた予算を提案してくるよという、それって、予算の立て方として、事業の執行の仕方としてオーケーなんですか、そういうことって。ちょっと不安というか、疑問に思うんですけど。

- 都市計画課統括幹 業者に言われたというわけではなくて、市としても駅の東をどのように活用するかという中で、一体的な利用ができるという有効的な活用ができるようにということを市として考えたことの変更でありますし、緊急車両等も、駅ということで駅前広場に乗り入れることもあるかとも思いまして、そういうことを総合的に考えて、判断して計上いたしました。
- 掛布委員 ちょっと違うところをお聞きするんですが、325ページの一番下のところに、東部第280号線の拡幅工事に当たっての道路改良補償費、2件で9,739万9,000円、たった2件で9,700万円も補償費を出す予算ですね。それで、説明資料の33ページにその場所が載っているんですけど、福玉倉庫にかかっているこの2件かなあということなんですけど、もうちょっと詳しく9,739万9,000円の内訳というのを説明していただきたいなあと思います。
- 都市計画課統括幹 まさに御指摘のとおり、福玉倉庫の補償費が入っておりますけれども、これは物件調査を行いまして、それに基づき積み上げたお金となっておりますので、よろしく願いいたします。
- 今現在あります機能を、残った土地に復旧するための費用として計上させていただきます。
- 掛布委員 もうちょっと教えてほしいんですけど、そうすると、この2件というのは両方とも福玉倉庫が引っかかっているということで、それはいわゆる営業中の倉庫を移転させるということで、こんなに額が大きくなっているということですか。
- 都市計画課統括幹 すみません、2件のうちの1件は個人宅の補償となっております。下側の出っ張ったところ。
- 掛布委員 福玉倉庫の部分だけで幾らなんですか。
- 都市計画課統括幹 個人の補償額に至りましては、ちょっと情報として差し控えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 掛布委員 327ページのところにあります布袋駅付近鉄道高架化整備事業のところの委託料のところに、駅前広場等、設計委託料1式3,869万5,000円というのと、その下に高架構造物用地、測量委託料1式というのがあるんですけど、この駅前広場の設計は駅西広場

になると思うんですけども、これに名鉄からの負担金というのは充てられるんでしょうか。

○都市計画課統括幹 設計委託の計上で、駅前西広場を予定しておりますが、名鉄の負担金は予定しておりません。

○掛布委員 その下にあります高架構造物用地の測量委託料というのが、ちょっと意味が分からないんですけど、高架構造物というのは、鉄道高架の用地の部分の測量してどうするのかということ。

○都市計画課統括幹 これは、鉄道高架化事業におきまして築造しました高架構造物の敷地を確定するために行う測量でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○片山委員 掛布委員の質問のところで、設計委託料、測量委託料の上の物件調査委託料って、この物件調査って何の調査でしたか。金額が139万7,000円なんですけれども。先ほど掛布委員の質問されたその上の。

○都市計画課統括幹 こちらが、市道南部第374号線の……。

○片山委員 物件調査委託料5件分というやつ。

○都市計画課統括幹 図面で申しますと、位置図が説明資料の36ページに添付させていただいています。

○片山委員 こちらですね。分かりました。いいですよ。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○片山委員 1個だけ、ついでにいいですか。

布袋駅エスカレーター設置事業約7,000万円なんですけれども、これは、もちろん名古屋方面と同じで上っていくエスカレーターだけですよ。これ、上り下り両方造ると幾らになるんですか、ちなみに。高いの。

上りだけで。上りって、電車の上り下りじゃなくて、エスカレーターの上りエスカレーターだけですよ、これ。約7,000万円ということは、上り下り両方造ると幾らなのかなあと思って。それは試算していないの。

○都市計画課統括幹 こちらは、上りを前提で今現在駅のホームを造っておりますので、下りまでの設計とかというのを試算しておりませんので、例えば物だけでしたら、この予算の2倍というか、上がるほう、下りるほうという。その下りるほうを造るのに、また階段とか、構造物自体も変えなきゃい

けないので、そういう積算はしておりません。

○片山委員 エスカレーターって、こういう上りと下り、両側にこうやって行くじゃないですか。一緒に造るので、何かすごく安くなるような気がしたんですけど。いいです、大丈夫です。

○堀委員 ちょっとエスカレーターに関連して、エスカレーターが1本で上りも下りも両方できるのがついているのが扶桑駅で、朝は上りがほとんど。帰りというか、帰ってみえる方が多い場合は下りがほとんど。これはスイッチで切り替えられるんだわね。そういうのは入らないの。

○都市計画課統括幹 今、委員御指摘のとおり、布袋駅にもいわゆる上りと下りで、スイッチで向きが変わることは確認しておりますけれども、名鉄の維持管理上、1方向で運用したいということを書いていて。

[発言する者あり]

○委員長 他に質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査をしたいと思えます。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 土木課の予算につきまして御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書30、31ページ上段を御覧ください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、1節道路橋りょう使用料とその下、2節河川使用料でございます。

少しページをめくっていただきまして、44、45ページ中段を御覧ください。

15款国庫支出金、4項国庫交付金、3目土木費交付金、2節道路橋りょう費交付金でございます。

少しページをめくっていただき、64、65ページ下段をお願いいたします。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入、11節雑入の土木課分でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の300、301ページ下段を御覧ください。



304、305ページ上段までに掲げております8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費でございます。

少しページをめくっていただきまして、310、311ページ最上段をお願いいたします。

312、313ページまでに掲げております8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

また、令和2年度江南市当初予算説明資料の30ページから32ページまでに位置図を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　311ページの中ほどにあります踏切道改良促進事業というのを  
お聞きしたいんですけれども、踏切道改良計画というのを法律に基づいてつ  
くっていくということなんですけど、江南市として改良しなさいよというふ  
うに言われている踏切があると思うんですけど、そこはどこで、どういうと  
ころを改良していかないといけないかということをお教えください。

○土木課長　踏切の場所につきましては、当初予算説明資料の30ページに位  
置図を掲載しております。踏切名としまして、布袋9口号踏切と江南5号踏  
切でございます。

あと位置図、ちょっと細かいですが、一つ、布袋9口号踏切というのが、  
市役所の南側の東西を走っております江南池之内線にすぐ見えるところ、窓  
から見えるところにある踏切が布袋9口号踏切でございます。あと、江南5  
号踏切でございますが、江南駅より北に踏切3つ行ったところがございます  
が、道路上には江南市立図書館の前の通りがちょうど踏切に交差したところ  
にある、昔で言いますと、パチンコが付近にあったところがございますが、  
宮後町にある踏切が江南5号踏切でございます。

あと内容につきましては、両踏切とも自動車ボトルネック踏切といいまし  
て、自動車が非常に混雑している踏切ですと。それを解消するために、今  
回計画策定の委託をお願いするものでございます。

○掛布委員　自動車ボトルネック踏切というのは、遮断器が下りたときに自

動車がだあーっと並んで渋滞してしまうから、それで行けないという踏切だ  
と思うんですけど、それって解消の方法ってあるんですか。解消計画をつく  
って、つくったら解消する方策を実行しないといけないと思うんですけど、  
遮断器が下りて、車がだーっと渋滞で列をつくっているのって、それこそ解  
消するのは、道を上げるか、線路を上げるかぐらいしか解消方法がないと思  
うんですけど、計画をつくれとって、つくったはいいが、じゃあ、解消方  
法がないということになると、どうしたもんだということになっちゃうんじ  
ゃないかなと心配するんですけど。どうするんでしょうか。

○土木課長　その解消方法を、計画をつくる段階で相談していくということ  
になるんですが、今のところの見通しとしましては、実際その踏切を、先  
ほど掛布委員が言われたように、直接触りに行くというふうな話になれば、  
跨線橋を造るとか、地下道を造るとか、立体的に交差するという方法も一つ  
は考えられると思うんですが、例えば付近の事業計画の中で、例えば布袋駅  
のほうの鉄道高架化事業、国道155号の4車線化によって、例えばネットワ  
ーク交通で交通の減少を図るというのも一つの方法でございますので、そう  
いったところの視点も見据えて、計画のほうの策定をしていきたいというふ  
うに思っております。よろしくをお願いします。

○掛布委員　すごい大変だなあと、本当に。つくるのは、いわゆる法律で言  
われているので、つukらないといけないということなんだけど、その解消方  
法について、いわゆる国の補助とか、解消計画をつくって、それに基づいて  
何かをやるというときの国庫補助とか、そういうものの手当てというのはあ  
るんですか。

○土木課長　今のところ該当しておる例えば補助事業としまして、55%補助  
の事業がございしますが、まだ計画が策定できておりませんので、計画を見据  
えて補助の検討もしたいなあというふうに思っております。

○掛布委員　ちょっとそれはまた別のところで、後日ゆっくりお聞きするど  
して、313ページの道路施設長寿命化事業のところ、舗装工事費として  
2,295万2,000円という道路の舗装改修が入っていて、これが宮田木賀1号線  
だと思うんですけど、これは2年前にたしか舗装調査をして、傷みがひどい  
よということで上げてもらって、予算がつかなかったうちの1か所、そうい

うことですか。

○土木課長 今、委員が言われました平成30年度、舗装の調査をした1か所でございますが、1か所丸ごと消えるわけではなくて、その1か所のうちの今回285メートルということで、一部分、残念ながら残る形になります。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 令和2年度建築課の所管につきまして御説明をいたします。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、予算書の32ページ、33ページ上段をお願いいたします。

14款1項5目4節住宅使用料でございます。

続きまして、36、37ページの中段の14款2項5目1節土木管理手数料でございます。

続きまして、44、45ページの中段の15款4項3目1節土木管理費交付金でございます。

続きまして、52、53ページの中段の16款2項6目1節土木管理費補助金でございます。

続きまして、54ページ、55ページの中段の16款3項5目1節土木管理費委託金でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、恐れ入りますが304ページ、305ページをお願いいたします。

304、305ページの中段から308、309ページに掲げておりますのは、8款1項2目建築指導費でございます。

続きまして、少し飛んでいただきまして、338ページ、339ページの下段から340、341ページに掲げておりますのは、8款5項1目住宅費でございます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 307ページの中ほどにあります民間木造住宅耐震補強事業のところで、耐震改修、段階改修、シェルター整備とあって、一番下に解体とあって、これまでよく行って年間1棟とか、その程度だったと思ったんですけど、今回予算で11棟も解体という費用が上げてあって、びっくりして、こんなにさっさと進んでいけばいいなと思うんですけど、何かこの11棟と上げる当てがあって、この予算になっているということでしょうか。

○建築課長 この解体費補助につきましては、平成30年4月から行っております。初年度につきましては、やはり初年度ということがありまして、1件という件数でございました。令和元年度につきましては、11件のほうで実施されたということでございます。一つ要因といたしましては、解体補助の対象につきましては、耐震診断を受けた翌年以降しか解体できないというような仕組みになっておりまして、そういったことも関係しているのではないかなあというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○掛布委員 そうすると、令和元年度11件の実績があったので、令和2年度も11件上げたよということなんですね。

○建築課長 そのとおりです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたら申し上げます。

○防災安全課長兼防災センター所長 では、議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算のうち、防災安全課が所管する予算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

26、27ページをお願いいたします。

下段の14款1項1目1節総務管理使用料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）分でございます。

少しはねていただきまして、48、49ページをお願いいたします。

最上段の16款2項1目1節総務管理費補助金のうち、説明欄の防災安全課、

元気の愛知の市町村づくり補助金と南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、56、57ページをお願いいたします。

下段の17款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、説明欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

また少しはねていただきまして、60、61ページをお願いいたします。

最上段の19款1項1目1節基金繰入金のうち、説明欄の防災安全課、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

また少しはねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入のうち、説明欄の防災安全課、放置自転車等売却代と放置自転車等返還金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、118、119ページをお願いいたします。

中段の2款1項7目防災安全費、説明欄の人件費等から少しはねていただきまして、130、131ページ下段、説明欄の防犯灯補助事業まででございます。

また大きくはねていただきまして、234、235ページをお願いいたします。

最下段の3款4項2目災害救助費、説明欄の災害救助事業でございます。

なお、別冊の当初予算説明資料の18ページに国土強靱化地域計画策定事業の概要を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　まず国土強靱化地域計画策定事業ですけど、本会議でも詳しく説明があったんですけど、何かさっぱりよく分からないという。総合計画に匹敵するようなどとも大きな重い計画ということだけは分かったんですけども、そして強靱化に対応する、地域を強靱化する目標設定をして、しかもKPIを設定せよと書いてあって、そんな数値目標を立てて、その達成に行けということになると、事が事だけに大変なことになっちゃうわけですね。

れども、具体的にK P Iとして何を設定しようとしているのかということと、計画を立てた後の例えば具体的にもっと耐震補強しなきゃいけないとか、堤防を強化しなきゃいけないと言われても、とてもしることができるものには、江南市として手がつけられないようなことになってくるわけですけれども、具体的に地域計画を立てた後、どういうふうに進んでいくのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　今、委員言われましたように、国土強靱化計画というのは、総合計画に匹敵するような計画の位置づけになっております。本会議のほうでも答弁させていただきましたが、総合計画と国土強靱化計画とは横並びの調和という位置づけにしたいと考えております。

国土強靱化の内容ですけれど、いろいろ本会議のほうでも答えさせていただきましたが、リスクシナリオとか、脆弱性の分析評価をした後に、リスクへの対応方法の検討、その検討の中で今言われた指標をもって事業を進めるということになりますけれど、その事業ですが、これからどういうことがリスク対応しないかんかということが、この計画の中で検討していきたいということになりますけれど、そのリスクで今江南市、言われたみたいに財政状況が悪いもんですから、新たにやっていくのは基本的に難しいと思っていますので、今ある個々の事業の計画の中で、国土強靱化に突出するような事業を一つずつピックアップして、そこに上げていきたいなという考えを今のところ持っています。

- 掛布委員　　抽象的なお答えではさっぱり、ただでさえもやもやしているのに、さっぱり分からないので、もうちょっと例えばこういうこととかという例を挙げていただけると助かるんですけど。

- 防災安全課長兼防災センター所長　　例えばですけど、計画の中で、起きてはならない最悪の事態ということをまず想定しまして、一つの例で言いますと、住宅建築、交通施設などの複合的大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死者の発生というのが起きてはならない事故となります。その中でK P I、いわゆる何をするかということになりますが、その一つの例として、住宅の耐震化率を上げる。その中でK P Iの数字を設定して、上げていくという形。あともう一つ言いますと、今回予算計上しますハザード

マップの作成率とか、橋梁の長寿命化の修繕とか、そういうのが具体的な施策になると思います。

○掛布委員　　そうしますと、具体的にK P Iとか、事業計画の中に今やっている事業でも、それに取り上げていくことで、計画をつくった後、新たな補助事業というのはできてきて、それに乗っかって、よりよく進むというふうに考えればいいわけですか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　今、既存事業を上げると言いましたが、委員言われるように、また新たな計画ができたなら、またその計画の見直しをして、そこに追加していくという形になると思います。

また、これも本会議の中で言わせていただきましたが、この計画に上げないと補助金の対象にならないということも国のほうで検討しておりますので、それも含めて、この計画に計上することになると思います。

○委員長　　ほかにありますか。

○掛布委員　　全然違うものでお聞きしたいです。

127ページが一番下の段に、高齢者運転免許証自主返納促進事業というのがあって、47万8,000円なんですけど、これは新しい制度を一生懸命つくっていただいて、運転免許証の自主返納した後の経歴証明書の発行手数料の1,100円を市が補助していただけるということで、ちょうどこれで、平成31年1月からなので丸1年、3月までで実施されたということなんですけど、この47万8,000円という年間の予算がいかにも少ないなあという気がしますので、この1年間、ほぼもうすぐ1年たつんですけれども、1年間の制度を利用された方の人数と、この47万8,000円というのは何人の助成金対象というふうに想定されている予算でしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長　　これまでの実績ですが、1月から2月まで、申請されて交付決定した方が561人で、実際請求があった方が536人でした。

予算のほうですが、まだこれは予算計上のとき、まだ途中でしたので、想定人数で出していまして、その想定人数は434人となっております。

○委員長　　ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算のうち、下水道課が所管しています予算につきまして該当箇所のほうを御説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

15款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金でございます。

少しはねていただきまして、54ページ、55ページの中段をお願いいたします。

16款3項5目土木費委託金、2節河川費委託金でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、予算書の314ページ、315ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。314ページ、315ページから318ページ、319ページの上段まででございます。

次に、少しはねていただきまして、予算書の342ページ、343ページの上段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費でございます。内容につきましては、343ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。27節、下水道経営事業において、繰出金で7億7,849万7,000円をお願いするものでございます。

下水道費の詳細につきましては、後ほど議案第22号 令和2年度江南市下水道事業会計予算にて御説明させていただきます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。



○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　それでは、令和2年度江南市一般会計予算の水道課の所管について御説明いたします。

予算書の274ページ、275ページの下段をお願いいたします。

歳出でございます。

4款3項1目上水道費、27節繰出金127万6,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、後ほど江南市水道事業会計予算で説明をさせていただきます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時02分　休　憩

午後4時13分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔「本会議で議員提出による附帯決議をつけたい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　本会議で議員提出による附帯決議をつけたいという皆様の御意見を踏まえた上で、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第18号　令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理  
事業特別会計予算

○委員長 続いて、議案第18号 令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課統括幹 それでは、議案書の148ページ、令和2年議案第18号 令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算につきまして御説明申し上げますので、別冊の江南市特別会計予算書及び予算説明書36ページをお願いいたします。

所管課は都市整備課でございます。

令和2年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算でございます。

第1表 歳入歳出予算につきましては37ページ、38ページ、また歳入歳出予算事項別明細書、総括につきましては39ページから41ページに掲げております。

歳入につきましては、42ページ、43ページの上段に、1款1項1目1節総務管理使用料、その下、2項1目1節総務管理手数料、その下、2款1項1目1節土地建物貸付収入、その下、3款1項1目1節一般会計繰入金、その下、4款1項1目1節繰越金、その下、5款1項1目1節雑入、ページをはねていただきまして、44ページ、45ページ上段の預金利子につきましては、令和2年度から予算計上はございません。

歳出につきましては、ページをはねていただきまして46ページ、47ページに1款1項1目総務管理費を、48ページ、49ページ上段に2款1項1目土地区画整理事業費を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

50ページから55ページには給与費明細書を掲げております。

なお、令和2年度当初予算説明資料の49ページに位置図を掲げております。補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 まず、人件費のところで一般会計からの繰入金が減っていると

いうか、減ったのは、統括幹の人件費をここの会計ではなくて、一般会計のほうに回したので減ったということなんですけど、何か意味があるのかなというのが分からないので、まず教えてください。

○都市計画課統括幹　今までは都市計画課の統括幹ということで、統括幹は区画整理の仕事もやりながらやっております、特別会計のほうで予算計上させていただいておったんですが、令和2年度から都市整備課ということで、一般会計での課として独立するというので、課長職として一般会計に計上させていただいたものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○掛布委員　あと、49ページのところに計画策定事業というのがありまして、一つが設計委託料ということで、49ページの地図を見ると、設計委託ということで、鉄道高架上の部分がずらっと線が引いてあるわけなんですけど、これはどういう設計をやるのかなというのを教えていただきたいのと、もう一つその下の計画変更委託料というのは、これは前から言っている土地区画整理事業の今度第5回目になるのか、第5回計画変更で必要な委託料だと思うんですけど、これの内容ですね。何年計画を延伸していて、経費的にはどうなるのか。その中で、これまでずっと言ってきた名鉄からの負担金が一銭も入ってこないじゃないかと言いつつ、現在は2,800万円しか入っていない、第4回の計画では。今度はちゃんと入って、きちんと、もう終わっちゃうわけなんですけど、この区画整理事業に対する名鉄の負担金というのはちゃんと頂ける計画になるのかということをお願いしたいと思います。

○都市計画課統括幹　まず設計委託でございます。こちらは、鉄道高架化事業におきまして使っております仮線路でございます。そちらが、この令和2年度の上半期の予定で、犬山方面が高架本線と替わる予定となっております。そこで、仮線用地として使用しておりました区画道路が整備可能となりますことから、今回設計をお願いするものでございます。

あと、計画変更ということで、まずこの鉄道高架化が2年間の期間延伸に伴いまして、区画整理事業のほうも今のところ2年間延伸する計画にしております。現在の予定、今後検討の協議をして、変更の手続きを進めてまいりたいと考えております。

あと、名鉄の負担金につきましても、委員御指摘のとおり、名鉄から負担金として入るように今後も協議はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 22 分　休　憩

午後 4 時 22 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔発言する者あり〕

○委員長　暫時休憩します。

午後 4 時 23 分　休　憩

午後 4 時 31 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 議案第21号　令和2年度江南市水道事業会計予算

○委員長　続いて、議案第21号　令和2年度江南市水道事業会計予算を議題とします。

それでは、当局から補足説明をお願いいたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　それでは、議案書151ページ、議案第21号　令和2年度江南市水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算書及び予算説明書の108ページ、109ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和2年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして、112ページから135ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表及び予定損益計算書を掲げております。

136ページ、137ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては1款1項1目1節水道料金から、138ページ、139ページ、3項2目1節過年度損益修正益までを掲げております。

収益的支出につきましては、140ページ、141ページ、1款1項1目原水及び浄水費から、154ページ、155ページ、4項1目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、156ページ、157ページ、1款1項1目1節企業債から5項1目1節他会計補助金までを掲げております。

資本的支出につきましては、158ページ、159ページ、1款1項1目事務費から、162ページ、163ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと存じます。

なお、令和2年度当初予算説明資料の9ページ及び53ページから61ページに位置図などを掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　108ページの収益的収入及び支出の予定額が書いてある水道事業収益の営業収益のところを見ると、この令和2年度から、4月から水道料金の値上げということで、値上げされた料金での営業収益が計上されているので、平成31年度の予算と比べると、1億7,000万円ほど営業収益が増えているんですけども、この前策定した経営戦略は、この値上げを盛り込んだ

数値で営業収益も予測してシミュレーションしてあったと思うんですけど、経営戦略を引っ張り出してきて、令和2年度の営業収益が幾ら見込んでいるかなと思うと、その経営戦略の数値よりもさらに8,000万円ほど多いような営業収益の予算になっているんですけど、これはどういうことなんでしょうか。もう最初の年度から、やや崩れてきているんですけども。

○水道事業水道部水道課主幹 給水収益の営業収益につきましては、ほとんどが給水収益になるわけなんですけれども、給水収益につきましては、今回の値上げによりまして1億9,000万円ほどの値上げを見込んでおります。1億9,000万円見込んでおりますが、値上げ率としては18.09%なんですけど、4月・5月・6月分につきましては経過措置がありますので、18.09%の6分の5を掛けた数字で給水収益のほうを見込んでおります。

○掛布委員 そうしたら、もうちょっと下がる数字になると思うんだけど、逆に金額が多いんじゃないかと思うんだけど、3か月経過措置で前の低い値段だったら。

○水道事業水道部水道課主幹 経営戦略のほうは税抜き表示になっておりまして、予算のほうは税込み表示ということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

○掛布委員 もう一個、109ページに起債の利率として4%以内というのがあって、実際は下水でもそうなんですけれども、実際の借入利率が、下水道のときは今年度0.4%という実績と0.4幾つだったので、利息がそんなに予算計上要らないということで減額があったんですけど、実際予算上はまだ分からないというので4%以内という書き方なんですけど、実際は何%で借り入れる見込みなんでしょうか。

○水道事業水道部水道課主幹 上水道につきましては、0.6%で見込んでおります。

○掛布委員 経営戦略のときのシミュレーションのときに何回もお聞きしたんだけど、1%の借入利率でずうっとシミュレーションしてあるから、それだけでも全部狂ってきていると思うし、値上げのし過ぎになっちゃうんじゃないかなと心配します。

もう一点お聞きします。

159ページのところにある配水場等施設更新維持管理事業のところ、下般若配水場の配水ポンプの増設工事が1,415万7,000円入っているんですけど、これは自己水をどんどん減らして行って、県水の受水量を増やしていかないといけないということで、そのための下般若配水場の配水ポンプの増設というふうに理解しているんですけど、どうもよく分からないんですね。何で県水を受水するために、下般若配水場の配水ポンプを増設しないといけないかという、その辺のところ、仕組みをもうちょっと説明していただきたいなと思います。

- 水道事業水道部水道課主幹 江南市では、令和8年度に地下水の揚水量を1万2,800立方メートル以下に落とす計画をしております。それに伴いまして、減った分につきましては県水のほうの受水で賄うわけなんですけれども、県水を受水する箇所というのが下般若配水場のみとなっております、下般若配水場のポンプは現在5台あります。5台ありますが、受水量が増えることによりまして、送水量も増やすことになります。送水量を増やすときに、ピーク時では1時間当たり2,176立方メートルを想定しておるんですけど、5台ですと2,176立方メートルに到達しないために1台増やすという計画をしております。
- 掛布委員 よく仕組みが分かっていないので、要するに、下般若配水場のところで県水を江南市の水道のほうに、貯水槽のほうにくみ上げていくポンプが設置されていて、そのポンプを1台増やして、一気に県水を江南市の水道のほうに取り込むと、こういうことなんですね。
- 水道事業水道部水道課主幹 県水を取り込むというよりは、各市内のほうに送るほうのポンプの増設ということになっております。
- 掛布委員 すみません、もうちょっと分かりやすく。
- 水道事業水道部水道課主幹 県水はそのまま、配水場の建物の中に池があるんですけど、池のほうに入ります。その入った水をポンプで各家庭のほうに配水しなきゃいけないんですけど、そちらのほうの流量を増やさなければいけないがためにポンプの増設をするということでございます。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 鈴木委員 ちょっと認識違いだといけないんですが、私も建設産業委員会

へ来たのが随分前だったもので、その当時の、今の県水、それから自己給水ということを含めてちょっと確認させてもらいたいんだけど、その当時は、自己水源は確保するというような流れがあったんだけど、県水を増やしていくという流れについて、ちょっとその背景を含めて。それから、自己水源を確保していく、これもちらっとだけど、今6号井が止まっていることも含めて、その付近の整合性というのをちょっともう一回教えてもらえませんか。方針が変わっているなら変わっているというふうに認識を新たにしないかんもんですから、その当時は、極力給水率というか、くみ上げ量は確保すると、減らさないと。県水は、どちらかというと、県のほうからそういう要請はあるけれども、取りあえずこういう格好で進めていくというふうに聞いておったんですわ。それが何年か前に方針が変わったのかなということを含めて、ちょっと流れを教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹　　自己水、いわゆる井戸で水をくみ上げて各戸に一度に配水するほうがコスト的には断然安いんですけども、国のほうの濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱によりまして、1万2,800立方メートル以下に江南市のほうはしなければいけないというようなことが決まっておりますので、それに向けて確保したいところではありますが、令和8年度までに落とすことになっております。

○鈴木委員　　それは、以前もそういう流れがあったことは聞いておるんですけども、そこにまで継承しないということだったはずなんですけれども、どこかそのところで、要するに国なり県のほうから、そういう意味も含めて指導があったということ。

○水道事業水道部水道課主幹　　平成25年度に、県のほうで事業認可の取得変更をしております、その中で1万2,800立方メートルにしていくということが決まっております。

○鈴木委員　　多分、私はそれ以前の認識だったものだから、そのときはそういう例もあったけれども、そこまでのかじ切りはしていなかったと認識しておったものだから、基本的にはそのときには自己水源を確保していくということで、今6号井や何かがちょっと使えない状況だけれども、そういう道を残すために、どんどんくみ上げていくよということであるので、聞きたかつ



たのは、そういうことであれば、今残してある井戸は、要するに無用の長物になってくるわね。そういったことについてはどう考えていくの、今後。

○水道事業水道部水道課主幹　　下般若配水場と後飛保配水場にくっついてるといいますか、下般若1号・2号井と、後飛保1号から8号井につきましては、常用水源、5号井と6号井につきましてはくみ上げをしておりませんが、あと布袋東部と布袋東部第2水源と上奈良水源につきましても、常用水源に変えました。その中で、要らなくなるといえますか、くみ上げなくなる井戸につきましては、水道ビジョン等でも決めておりますが、予備水源として活用していく方向で検討していると。予備水源というのは、あくまで震災時等のときに緊急のときに消防水利だとか、飲み水としては使えませんが、生活用水として利用していくのはどうかなということで検討していくことになっております。

○鈴木委員　　参考までで、意地悪するつもりがないで聞くんだけど、1本こうやってくみ上げするだけで、どれぐらいの平均的に維持費が年間かかるの。  
〔「電気代だけだ」と呼ぶ者あり〕

○水道事業水道部水道課主幹　　更新等は今考えておりませんので、電気代だけになるかと思えます。

○鈴木委員　　ただ今後、それ以後当然メンテをしていかないと、井戸というのもやっぱりいかんわけだから、何年かに1回ぐらいしゅんせつ、ここにも出てきておるけれども、そういうことを含めて、ちょっとその付近のところの残すなら残すで、非常水源として残るということはよく分かったけれども、その付近のところが、ちょっとまたどこかの段階でお尋ねしてまいりますので、また今日くどくなりますので、やめておきますけれども、ちょっとそのところの認識だけ、私自身が勉強不足でどうもすみませんでした。

○委員長　　他に質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時48分　　休　憩

午後 4 時 48 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 21 号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第 22 号 令和 2 年度江南市下水道事業会計予算

○委員長 続いて、議案第 22 号 令和 2 年度江南市下水道事業会計予算を議題とします。

それでは、当局から補足説明をお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書 154 ページ、議案第 22 号 令和 2 年度江南市下水道事業会計予算について御説明させていただきますので、別冊の特別会計、水道事業会計、下水道事業会計予算書及び予算説明書の 166 ページ、167 ページをお願いいたします。

予算といたしまして、令和 2 年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めております。

予算に関する説明書といたしまして、170 ページから 187 ページに予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、令和 2 年度の予定貸借対照表及び令和 2 年度の予定開始貸借対照表を掲げております。

188 ページ、189 ページをお願いいたします。

予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、上段の 1 款 1 項 1 目 1 節下水道使用料から最下段の 3 項 1 目 1 節その他の特別利益までを掲げております。

収益的支出につきましては、190 ページ、191 ページ、1 款 1 項 1 目汚水管きよ費から 198 ページ、199 ページ、4 項 1 目予備費までを掲げております。

資本的収入につきましては、200 ページ、201 ページ、1 款 1 項 1 目 1 節企

業債から5項3目1節他会計補助金までを掲げております。

資本的支出につきましては、202ページ、203ページ、1款1項1目汚水管きょ整備費から206ページ、207ページ、3項1目予備費までを掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきたいと思えます。

なお、令和2年度当初予算説明資料の62ページから66ページに位置図などを掲げております。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　初めての企業会計に移行しての予算なので、この費目は何を意味しているかという詳しい解説書みたいなものが頂けるかなあと期待していたんですけど、何もなくて、今の説明だけで分かるかというのと全然分からない、悲しいことに。

それで、ちょっと基本的なことになるかもしれないんですけど、二度と同じ質問をしなくていいように教えていただきたいと思えます。

まず、一般会計から下水道会計に、これまでもこれからもずうっと7億円から8億円の繰入れをしていくわけで、今回も一般会計のほうからは下水道に7億7,849万円繰り出してありますが、それを下水道会計のほうを見ると、例えば170ページの中段のところに、営業外収益のところに一般会計負担金というのがあって、その下に一般会計補助金というのが収益的収入のほうで、資本的収入のほうでも、172ページのところに出資金ということで、一般会計出資金というのが1億4,315万円あって、その下に一般会計負担金というのがあって、ずうっと飛んで一番下の欄に一般会計補助金というのがあって、一般会計から7億数千万円繰り出して下水道に来ているのは分かるんだけど、じゃあ、下水道の中で何が負担金になって、補助金になって、出資金になって、それも資本的収入のほうと収益的収入のほうとばらばらになって入っていて、一体どういう基準でこの額がそれぞればらばらになっているのか、実はよく分からないので、収益的収入の一般会計負担金はこうこうこういう名目のものをこれに入れていて、補助金はこれでとか、出資金はこういうもの

だとかいった説明をまずちょっとしていただけないかなあと思います。

○水道部下水道課長　こちらのほうの下水道事業会計から一般会計のほうに繰り出していただくものですが、こちらのほうは、毎年4月に総務省から地方公営企業の繰り出し基準の通知がございます。この基準のほうは、おおむね下水道事業に関しましては14項目ございまして、そのうち第3条と第4条といろいろな項目に分かれてはおるんですが、主に区別して御説明してもよろしいんですが、例えばですが、第3条のほうの1項営業収益のほうの2目他会計負担金の1節雨水処理負担金のほうにつきましては、こちらのほうの総務省からの基準書によりますと、1番の雨水処理に要する経費に該当するものでございまして、主に193ページの雨水流出抑制事業のほうで充当させていただいているものでございます。これは基準内繰出金という名目になってくることになります。

続きまして、第3条の1款2項営業外収益ですね。こちらのほうの2目他会計負担金のほうも同じく一般会計からの負担金でございまして、こちらのほうは、総務省の通知からいいますと、分流式下水道に要する経費ということがございまして、こちらのほうは197ページの減価償却費の40%を充当するものでございます。あわせまして、199ページの償還利子のほうの40%に充当するものでございます。

続いて、同じく総務省の通知のほうで、4番目の下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費でございまして、こちらのほうは197ページの第3条の排水設備の人件費に係る充当でございまして、あと203ページのほうの第4条の人件費につきましても、第3条のほうにつきましても、排水設備の人件費に充当するものでございます。

続いて、総務省からの通知の5番目の水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、こちらのほうは197ページの補助金でございまして、こちらのほうも補助金に充当しているものでございます。

あと、総務省からの通知の14番目のその他になりますが、こちらのほうでの科目別償還調達の償還利子として充当するものと、197ページの経営戦略策定事業の委託料の半分のほうに充当するものでございます。こちらのほうが、3款1項2目営業外収益のほうの他会計負担金でございます。

続いて、第4条のほうの1款3項負担金、1目他会計負担金、1節一般会計負担金がございまして、こちらのほうも雨水に関する総務省の通知からの1番の雨水処理に関するもので、今回から下水道事業のほうで古知野高校の事業を行っていく関係で、こちらの基本計画の改定事業のほうを充当するものでございまして、続いて、総務省の通知の3番目の流域下水道の建設に要する経費としまして、207ページの償還元金の一部を充当するものでございます。

あと、総務省の通知の14番目、その他で、科目別償還調書の償還元金として、こちらのほうも充当しているような状況でございます。

以上が主に一般会計の負担金ということでございまして、これがいわゆる基準内繰出金ということで、その総額が3億6,504万2,000円となっております。それ以外の下水道事業のほうの足りていない分ということで、出資金と補助金という形で整理させていただいておりますが、こちらのほうの出資金につきましては、主に第4条の工事費の関係のほうに関わるものでございまして、こちらのほうは基準外繰出金ということで、下水道事業が賄えていないという状況でございますので、一般会計からの基準外繰出金ということで、一般会計から出資の目的で繰り入れるものでございまして、こちらのほうの上限はございますが、消費税の節税効果が大きいことから、出資金として扱う部分を設けてございます。その他が主に一般会計の補助金というくくりで分けさせていただいているような状況でございます。以上となります。

○掛布委員 全然分からないわけなので、今しゃべられた総務省の通知にある繰り出し基準の下水道関係、それをちょっと文書でまとめて、委員に頂けないでしょうかという要望ですが。

○水道部下水道課長 この総務省からの通知文書につきましては、インターネットで誰でも見られる資料となりますので、特段、下水道課が独自に持っているということではございませんので、あくまでこちらの総務省の通知で、平成31年4月1日、毎年こちらの通知を頂けるわけなんですけど、こちらのほうでは上水道事業とか、あとは病院関係とか、中水道、いろいろございまして、うちのほうの項目としましては、こちらの第8番の下水道事業という項目の中の1から14項目ございまして、その中の繰り出し基準に基づいて

基準内繰り出しをお願いしているものでございますので、よろしくお願いたします。

- 掛布委員 分からないなりにまとめると、大ざっぱに言うと、いわゆる一般会計負担金というのが基準内繰入金で、一般会計補助金とか一般会計出資金というのが基準外繰入れと。大ざっぱに言うとそういうふうに分けられるということみたいですが、その基準外繰入れというのが、基準内繰入れの約3億6,500万円を除いたのが基準外繰入れということになっておるわけですね。
- 水道部下水道課長 掛布委員のおっしゃられるとおり、基準内のほうが3億6,504万2,000円、基準外のほうが4億1,345万5,000円、合計しまして7億7,849万7,000円となっておりますので、よろしくお願いたします。
- 掛布委員 186ページ、187ページのところに令和2年4月1日の予定開始貸借対照表というのがあって、その前の182、183ページが令和3年3月31日の予定貸借対照表というのがあって、それを比べて見ていますに、187ページの中段にあります負債の部の繰延収益の長期前受金というのがあって、その下の長期前受金収益化累計額というのが、183ページには△2億370万6,000円が入っているんですけど、この2億370万6,000円というのがいかにも額として大きいもんだから、これは一体何だろうなということなんですけど、補助金とかで受けたもので造った下水道管の減価償却相当分がここに長期前受金収益化累計額と上がっていると思うんですけど、1年でこんなに上がるのかなという、よく分からない。
- 水道部下水道課長 こちらのほう長期前受金戻入についてですが、固定資産を取得した際に、その財源として国庫交付金や一般会計繰入金を交付される場合には、その国庫交付金の収入は一括計上せずに、資産の耐用年数によって分割して毎年収益を計上するものでございます。その分割された収入のことを言いますので、こちらのほうが減価償却費との対になるようなものでございますので、最初の年につきましては何もないもんですから、ゼロという形でのスタートという形でお願したいと思います。
- 掛布委員 それで、183ページのほうに、突然2億円というのが上がっていて、これは減価償却費と対になっておるんですか、この2億円というのは。

○水道部下水道課長　下水道事業につきましては、来年度からこちらの企業会計に移行するわけなんですけれども、これまで特別会計で行ってきたことのほうが、長期前受金につきましてはが一気に今回計上されてしまいますので、マイナスという形に初年度だけはなってしまうということで整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員　197ページの一番上のほうにあります経営戦略策定事業、令和元年度と令和2年度でつくっていくわけなんですけど、令和2年度は何回策定されていくのかということと、令和元年度の経営戦略の会議を傍聴させてもらっていて、資料とかも見させてもらおうと、要するに令和2年度中に今後の健全経営のための下水道料金の値上げ計画を立てて、来年度に値上げをしていくといった計画になっちゃっているわけなんですけど、本当にそんなことでいいのかなと、あれもこれも値上げでいいのかなと。これだけ下水道が遅れた段階で出発している以上、慌てて今健全経営とばたばたしなくても、もっとちゃんと住民の暮らしから見る視点で、ただただ経営安定化とかいうことを下水道まで目指しちゃうと、本当に市民の暮らしが置いてきぼりになっちゃうもんですから、ぜひやめていただきたいと強く思っているわけなんですけど、令和2年度の経営戦略会議というのはどういう予定で進むんでしょうか。

○水道部下水道課長　今年度につきましては4回開催いたしまして、おおむね下水道の整備方針について調整区域も含めて方針を出させていただいたところでございます。それを踏まえた上で、来年度3回程度開催予定としておりますが、こちらのほうで、本体の経営戦略ということで、持続可能な下水道事業の経営を担っていくような戦略を練っていくわけなんですけど、掛布委員がおっしゃられる値上げについても、この中で改めて議論という形にはなってくるかと思えます。

ただ、水道事業ではすぐに値上げというような方向性で踏み切っておりますが、下水道事業につきましては、五明地区や般若地区など、まだ整備途中のところがございます。接続していただいて、下水道事業のほうの経営も安定するわけでございますので、今すぐにそちらのほうにかじを切っていくか

どうかというものも含めて、来年度の経営審議会の中で議論を詰めていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 他に質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

○水道部下水道課長 すみません、先ほどの答弁で、策定委員会ですけれども、今年度が3回で、来年度が4回を予定しておりますので、おわびして訂正申し上げます。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後5時10分 休 憩

午後5時10分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

あと、損害賠償の議案は明日ですか。

[発言する者あり]

○委員長 分かりました。

それでは、本日の議題もまだ残っていますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、明日は午後1時半から委員会を開きますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれで散会いたしたいと思ひます。

午後5時11分 閉 会



江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 中野裕二